

第6期幕別町総合計画

後期見直し

2023～2027



みんながつながる

住まいる まくべつ

はじめに

本町では、少子高齢化の進行による人口構造の変化、大規模自然災害に対する備えの必要性の高まりなど、社会背景が変容する中、「みんながつながる 住まいる まくべつ」を将来像とする第6期幕別町総合計画（計画期間：平成30年度～令和9年度）を策定し、その基本理念である「みんなで創るまち」「安全・安心なまち」「魅力あふれるまち」「みんなで学ばるまち」に基づき、町政を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

一方、近年の地方自治体を取り巻く社会状況は、少子高齢化の更なる進行、生産年齢人口の減少、人々の価値観の多様化、デジタル社会への転換、地球温暖化対策、急激な物価高騰など大きく変化しており、複雑化する行政課題への対応が必要です。

さらにこのたび、計画策定から5年が経過することから、前期期間における各種施策の進捗状況を評価するとともに、計画の基本理念を継承しつつ、近年の新たな課題にも柔軟に対応するため、令和5年度から5年間の後期見直し計画を策定しました。

後期見直し計画においては、行政のデジタル化を進めるための取組、地球温暖化対策に向けた施策の展開、地域経済を循環させるための取組、「子どもの権利に関する条例」の理念に基づく施策の推進、教育ICT環境の実現、アイヌ施策推進地域計画を基にしたアイヌ文化の伝承・保存に関する活動など、多様化する町民ニーズや現下の社会情勢の中で求められる新たな課題への対応を適時・的確に進めてまいります。

今後も引き続き、あらゆる人・場所を包含する「みんなが」、相互に「つながる」をキーワードに、「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」まくべつを実現するため、町民・団体・企業・行政の相互理解と役割分担、パートナーシップに基づく協働のまちづくりを進めてまいりますので、皆様の積極的な参画とご支援を心からお願いいたします。

令和5年3月

幕別町長 飯田 晴義



目次

第1部 基本構想

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的	2
1 策定の背景	2
2 策定の趣旨	2
3 計画の期間と構成	3
4 計画の性格	4
第2節 幕別町をとりまく環境と町民の思い	5
1 社会動向	5
2 幕別町の地域特性	8
3 町民の思い	11

第2章 幕別町の将来像

第1節 町の将来像と基本理念	12
1 将来像	12
2 まちづくりの基本理念	13
第2節 基本目標	14
1 協働と交流で住まいる	14
2 特色ある産業で住まいる	14
3 人がいきいき住まいる	15
4 豊かな学びと文化、スポーツで住まいる	15
5 自然との調和で快適な住まいる	15
第3節 主要指標	16
1 人口	16
2 就業構造	17
第4節 土地利用の方向	18
第5節 各地区の基本方向	18
第6節 まちづくりの体系図	20

第2部 基本計画

第1章 協働と交流で住まいる

第1節	地域コミュニティ活性化の推進	24
第2節	町民参加のまちづくりの推進	26
第3節	国内交流や国際交流の推進	30
第4節	町民との情報共有とわかりやすい行政の推進	32
第5節	効率的で健全な行財政の運営	34
第6節	広域行政の推進	37
第7節	移住・定住施策の推進	38
第8節	I C T活用の推進	39

第2章 特色ある産業で住まいる

第1節	時代に即した農業振興	42
第2節	森林の多面的機能の保全と木材の利用促進	46
第3節	地域特性を生かした商工業の振興	49
第4節	雇用環境の充実	52
第5節	地域性あふれる観光の発信	54

第3章 人がいきいき住まいる

第1節	安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進	58
第2節	明るい長寿社会の実現	62
第3節	障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現	64
第4節	地域における福祉活動の推進	66
第5節	持続可能な社会保障制度の確立	70
第6節	町民一人ひとりの健康づくり	72
第7節	迅速かつ的確な消防・救急体制の確立	74
第8節	町民の安全・安心を守る災害対応の充実	76
第9節	交通安全と防犯体制の充実	78
第10節	消費者の権利尊重と自立支援	80
第11節	墓地環境と火葬場の整備	82

第4章 豊かな学びと文化、スポーツで住まいる

第1節	豊かな人生を育む生涯学習の推進	84
第2節	「生きる力」を育む学校教育の推進	86
第3節	青少年の健全育成の推進	91
第4節	芸術・文化活動の振興	92
第5節	歴史的文化の保存・伝承	93
第6節	健康づくりとスポーツ活動の振興	96

第5章 自然との調和で快適な住まいる

第1節	美しい自然環境の保護と循環型社会の形成	100
第2節	安全で機能的な道路と公共交通体系の整備	103
第3節	地域に即した安心して生活できる住環境の整備	106
第4節	町民とつくるみんなの公園と緑地の保全・整備	109
第5節	安全安心な水道事業のの運営	111
第6節	下水道の計画的な推進と効率的な排水処理	113
第7節	計画的な土地利用の推進	116

SDGsの推進

SDGsの推進	118
---------	-----

資料編

第6期幕別町総合計画後期見直しの経過	123
--------------------	-----

第1部 基本構想



-
-
- 第1章 計画の策定にあたって
 - 第2章 幕別町の将来像
-
-

第1節 計画策定の目的

1 策定の背景

総合計画の基本部分である「基本構想」については、地方自治法において、議会の議決を経て定めることとされていましたが、平成23年の一部改正により、基本構想の策定義務がなくなりました。

基本構想は、まちのあるべき将来像を設定し、その実現に向け取り組むべき施策の基本方向を示すまちづくりの指針であることから、本町では、平成28年に幕別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正し、議決案件に加えました。

基本構想と各分野における施策の方向性を示した基本計画で構成する総合計画は、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であります。

2 策定の趣旨

平成18年2月に幕別町と忠類村は合併し、新幕別町が誕生しました。その際、合併時に策定した「新町まちづくり計画」の基本理念を継承・発展させ、「第5期幕別町総合計画」を平成20年3月に策定しました。

計画においては、目指す将来像を「人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土」とし、協働、連携、交流を通して、ともに助け合い、地域の歴史・文化などを大切に、活力あるまちづくりを目指してきました。

しかしながら、この間、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構造の変化、経済の低迷、自然災害の発生に対する安全・安心の確保対策の必要性の高まりなど、社会・経済情勢は急激に変化し続けています。

このような中、これまで築いてきた施策を点検、継承するとともに、本町の持続的な発展のために、町民、地域、行政が一体となってまちづくりの方向性を示す「第6期幕別町総合計画」を策定します。



3 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

本計画の期間は、平成 30(2018) 年度を初年度とし、平成 39(2027) 年度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢に大きな変化が生じ、計画が実情に適さなくなった場合は、計画期間中であっても見直しを図るなど弾力的に取り扱い、実効性のある計画とします。

(2) 計画の構成

第 6 期幕別町総合計画の構成は次のとおりです。

本計画に記載	基本構想	本町のまちづくりの指針として、豊かで快適な生活環境及び地域社会の将来像を設定するとともに、これを達成するために必要な施策の大綱を定めます。
	基本計画	基本構想で定められた将来像や施策の大綱を具体化するため、各分野における実現手段を体系化し、施策の方向を明らかにします。
別途策定	実施計画	基本計画で定められた施策の方向を具体的な事業内容と事業の優先順位を実際の財政状況と照らし合わせて、向こう 3 年間にわたって別途定めます。計画の実効性を高めるため、毎年ローリング方式 ^{※1} で 3 年分を見直します。

※1 一定期間定めた事業計画について、財政状況などを見ながら、毎年の事業内容の見直しを行い、熟度を高め実施していく方式

4 計画の性格

(1) 幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

日本の人口減少時代の到来により、国では人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するものとして、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を平成26年12月に策定しました。

また、「長期ビジョン」を踏まえ、平成27（2015）年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本方向、具体的な施策をまとめたものとして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をあわせて策定しています。

これを受け、本町では、平成28年1月に「幕別町人口ビジョン」及び「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています（「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は平成29年3月に改訂）。

「総合戦略」は、本町の人口減少対策と地方創生を目的に、雇用や定住、子育てなどについての具体的な施策を定めたものであり、「総合計画」は、行政活動の全分野における、本町の進むべき方向を示すもので、まちづくりの最上位計画として、全ての個別計画の立案や事業内容の選択などは、総合計画に基づいて決定されるものです。

これら二つの計画はそれぞれ独立したものではなく、総合戦略で人口確保と地方創生を図り、総合計画により総合戦略における施策を包含して、本町全体の振興・発展を進めるものです。

(2) 北海道の計画との整合性

総合計画の実現性を高めるため、北海道総合計画（平成28年3月策定）との整合性を図りました。

(3) 他市町村との関係

これまで、十勝管内全市町村による定住自立圏の取組を中心に、圏域全体の地域力の維持、活性化を図る広域連携を進めてきました。

今後においても、生活面はもちろん、産業面においてもその活動・連携範囲は広範化しており、自治体間の協力が今まで以上に重視されるとともに、災害の発生時など、十勝圏域を超えての連携を図っていく必要があります。

このようなことから、広域的な視点で他の自治体と連携を図り、共通課題の解決にも努めます。



第2節 幕別町をとりまく環境と町民の思い

1 社会動向

(1) 少子高齢化の進展と人口減少時代の到来

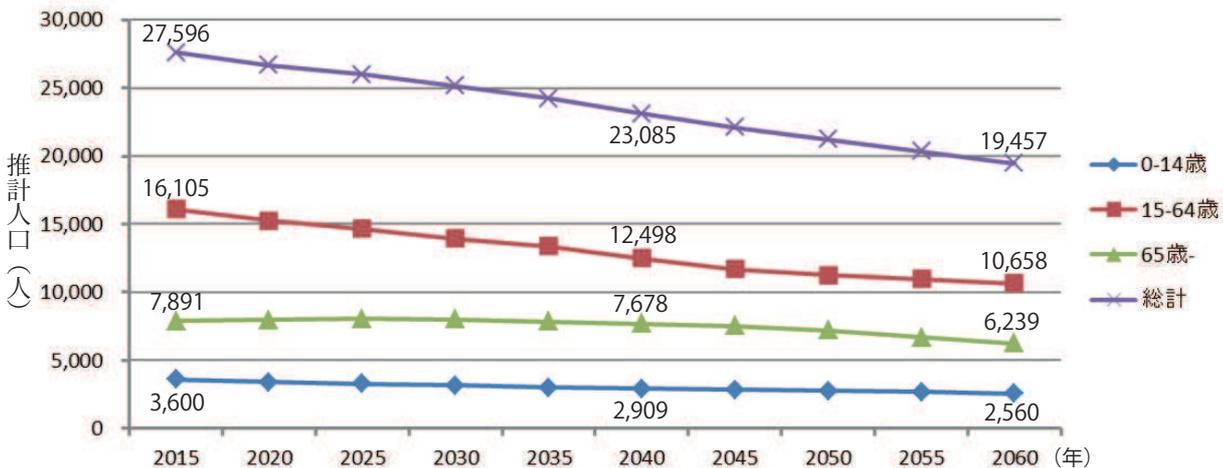
国立社会保障・人口問題研究所が、平成24年1月に公表した我が国の将来推計人口では、2060（平成72）年の日本の総人口は約8,700万人にまで減少すると推計しています。

本町において、平成28年1月に策定した幕別町人口ビジョンの将来推計人口は、2060（平成72）年には、19,457人にまで減少することを見込んでいます。

また、年少人口^{※2}及び生産年齢人口^{※3}の減少、老年人口^{※4}の増加のため、平成27年3月末で28.59%であった高齢化率^{※5}は、2060（平成72）年には32.07%になると推計しています。

このような状況は、地域経済の縮小につながるとともに、年金、医療、介護など高齢者福祉サービスの需要増大と全世代にわたっての費用負担の増大につながります。

このため、若い世代が定住し、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、産業の振興による仕事づくり、安心して働ける環境づくり、多様な世代が安全・安心で快適な暮らしができる環境づくりなど、各種施策を総動員し、その対応に当たることが必要となります。



※出典：幕別町人口ビジョン（平成27年3月末の住基人口を基準人口として、国の長期ビジョンの期間である2060（平成72）年までを推計）

※2 0から14歳の人口
 ※3 15から64歳の人口
 ※4 65歳以上の人口
 ※5 総人口に占める65歳以上人口の割合

(2) 国際化の進展と交流人口の増加

情報通信技術や交通手段などの発達により、人・物・資本・情報などの国際的な移動が活発化し、経済・産業などのグローバル化^{※6}が進んでおり、農産物の輸出入、外国人観光客の増加などを要因に、国際間や地域間の競争が激しくなっています。

こうした状況にあって、地域資源を生かした魅力あるまちづくりを進め、独自の価値を発信していくことが重要になってきています。

(3) 環境問題、エネルギー問題の深刻化

地球温暖化の進行は、異常気象の発生、農業生産や生物多様性への悪影響などが懸念されるほか、様々な環境問題が深刻化し、世界規模での対応はもちろん、国・地方自治体における対応が求められています。

限りある資源に配慮した循環型社会^{※7}の形成を推進するとともに、省エネルギー^{※8}の取組や太陽光をはじめ、バイオマス^{※9}や地中熱などの再生可能エネルギー^{※10}の活用が求められています。

(4) 情報化の推進

I C T^{※11}（情報通信技術）の急速な進歩は、日常生活の利便性の向上や情報のグローバル化、即時性など社会経済活動、住民生活、行政の在り方などあらゆる分野に大きな影響を及ぼしています。

近年注目されているI o T（Internet of Things モノのインターネット）の技術革新は、本町の基幹産業である農業はもとより、各産業の生産性の向上、新産業の創出、少子高齢化に対する対応、過疎地における利便性向上、エネルギー問題などの解決につながる可能性があり、社会構造が劇的に変化することが予想されます。

このことから医療や福祉、教育、産業などの幅広い分野で、情報化に対応した環境づくり、人材育成、さらには、これらの技術による情報発信、情報共有などの利活用の推進に取り組む必要があります。

一方で、個人情報や行政情報など、各種情報の適正な管理も一層必要となります。

※6 社会的あるいは経済的な関連が、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象

※7 大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて、新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会

※8 資源の有効活用、資源の節約、地球環境の保全のために行われている様々なエネルギー節減の取組

※9 再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの



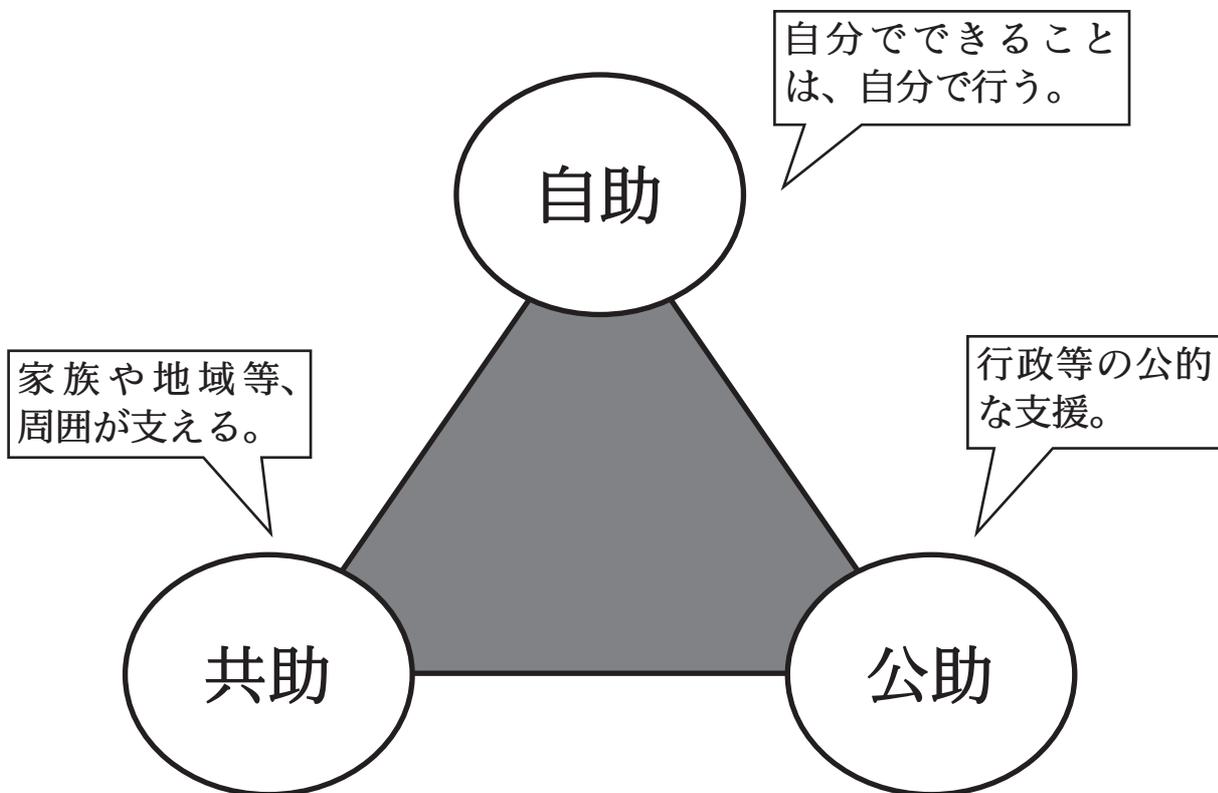
(5) 地方分権と地域コミュニティ機能の活性化

地方分権の推進により、国から地方へ権限や財源が委譲されるなど、地方自治体には、個性を生かし自立したまちづくりが求められています。多様化する行政課題や住民ニーズに的確に応えていく必要がある一方、収入が中長期的に横ばいあるいは減少が見込まれる状況の中で、効率的で効果的な事務事業の推進や健全な財政運営などに取り組み、持続可能な財政運営を行うことが求められます。

また、職員の政策形成能力の向上や町民との情報の共有化を図るとともに、これまで以上に民間企業のノウハウを活用した行政の推進が必要となります。

地域においては、少子高齢化や家族の形態、住民意識の変化を背景に、地域コミュニティ^{※12}の衰退が懸念されています。

これからのまちづくりにおいては、町民と行政がそれぞれの責任の中で、自助、共助、公助の視点から役割分担を行う協働のまちづくりが一層重要となります。



※10 自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギー

※11 「Information and Communication Technology」情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスの総称

※12 地域住民の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

2 幕別町の地域特性

本町は、北海道・十勝の中央部からやや南に位置し、西は十勝の主要都市である帯広市と更別村に、北は音更町と池田町、東は豊頃町、南は大樹町に隣接し、東西間で20 km、南北間で47 kmの距離で、面積は477.64k m²、人口は約27,000人となっています。

日高山脈を遠くに仰ぎ、アイヌ語で「マクウンペツ（山際を流れる川の意）」と言われるように、サケが遡上する猿別川をはじめ、札内川、途別川、十勝川、当縁川が流れ、平地や段丘が広がる豊かな大地では、畑作や酪農を中心とした農業が盛んに行われています。

四季折々に美しい風景に彩られた本町は、北海道らしい自然に恵まれた素晴らしいまちです。

以下、主な社会的特性については、次のとおりです。

(1) 三つの地区と人口の現状

本町は、大きく幕別地区、札内地区、忠類地区の三つの地区で形成されています。

人口は、平成17年から平成27年までの10年間で108人の微減となり、地区別で見ると、幕別地区で993人の減少、札内地区で1,139人の増加、忠類地区では254人減少しています。総体的には札内市街地区が増加している一方で、その他の地区が減少している状況にあります。

	H17	H22	H27	H17/H27比
人 口	26,868 人	26,547 人	26,760 人	△108 人
幕別地区	6,789 人	6,322 人	5,796 人	△993 人
札内地区	18,294 人	18,607 人	19,433 人	1,139 人
忠類地区	1,785 人	1,618 人	1,531 人	△254 人
世帯数	10,126 世帯	10,359 世帯	10,944 世帯	818 世帯

※出典：国勢調査



(2) 就業構造の現状

本町の実業構造は、平成 27 年国勢調査によると、第 1 次産業が 2,104 人（16.0%）、第 2 次産業は 2,219 人（16.8%）、第 3 次産業は 8,683 人（65.9%）となっています。また、10 年前と比較すると、第 1 次産業や第 2 次産業就業者は、減少傾向が続き、第 3 次産業就業者は増加するといった就業構造です。

	H17	H22	H27	H17/H27 比
就業者数	13,403 人	13,077 人	13,177 人	△ 226 人
第 1 次産業	2,408 人	2,288 人	2,104 人	△ 304 人
第 2 次産業	2,609 人	2,342 人	2,219 人	△ 390 人
第 3 次産業	8,215 人	8,012 人	8,683 人	468 人
分類不能	171 人	435 人	171 人	0 人

※出典：国勢調査

(3) 食料供給基地としての役割

本町の農業は、農家戸数 525 戸、世帯員数 2,210 人（平成 27 年農林業センサス）、農業産出額 298 億 1 千万円（平成 27 年市町村別農業産出額（推計））で、農家戸数・世帯員数は年々減少しているものの、土地の集約化や生産性の高い土地利用型農業を中心とした展開により、農業産出額は増加の傾向にあります。

我が国では、豊かな食生活を送る一方で、その食生活の多くを輸入に頼っており、食料自給率の向上が課題となっています。

本町は、食料供給基地としての北海道・十勝の一端を担い、安全で良質な食料を安定的に供給するとともに、基幹産業として、他の産業と結びつき地域経済の活性化に更なる効果を発揮することが期待されています。

	H17	H22	H27	H17/H27 比
農家戸数	651 戸	597 戸	525 戸	△ 126 戸
世帯員数	2,893 人	2,601 人	2,210 人	△ 683 人

※出典：農林業センサス

(4) パークゴルフ発祥の地

コミュニティ・スポーツ^{※13}「パークゴルフ」は昭和58年に本町で考案され、現在では全国に約1,260コースがあり、愛好者の数は130万人と推定されています。

また、海外10か国にもコースがあり、平成28年には、海外初の公認コースがアメリカにできるなど、日本国内はもとより世界へ着実に広がりを見せています。

「パークゴルフ」の普及は、健康増進はもとより、地域や家庭のコミュニケーションを支えるという社会的効果や経済効果など本町のまちづくりに大きな効果をもたらしています。

(5) スポーツに親しむ町

近年、本町は、5人のオリンピック^{※14}を輩出しています。

町民に夢や希望を与えてくれた5人には、幕別町町民栄誉賞を贈呈するとともに、平成29年度から幕別町応援大使として、本町の魅力を広く町内外に発信していただいています。

このような未来のオリンピックを目指す子どもたちをはじめ、障がいのある人からお年寄りまで、幅広い方々がスポーツに親しんでもらう施策に取り組んでいます。



福島千里さん
(陸上)
2008 北京
2012 ロンドン
2016
リオデジャネイロ



山本幸平さん
(マウンテンバイク)
2008 北京
2012 ロンドン
2016
リオデジャネイロ



桑井亜乃さん
(女子ラグビー)
2016
リオデジャネイロ



高木美帆さん
(スピードスケート)
2010バンクーバー
2018 平昌



高木菜那さん
(スピードスケート)
2014 ソチ
2018 平昌

(6) 幕別町の南玄関・忠類

忠類では、ナウマン象の化石骨が昭和44年7月に忠類晩成の農道工事現場で偶然発見され、これまでの研究を書き換えるほどの貴重な発見となり、発掘されたナウマン象化石骨の復元骨格標本は、日本国内のみならず、海外にも展示されています。

また、道の駅をはじめ、温泉宿泊施設アルコ236、ナウマン象記念館、ナウマン公園、パークゴルフ場、キャンプ場などの集客力の高い数多くの観光・交流施設があります。

さらに、平成29年には、アルコ236の「新露天風呂」やナウマン公園の「親水滑り台」が完成したことにより、本町の観光レクリエーション拠点として、多くの人に利用され、賑わいを見せています。

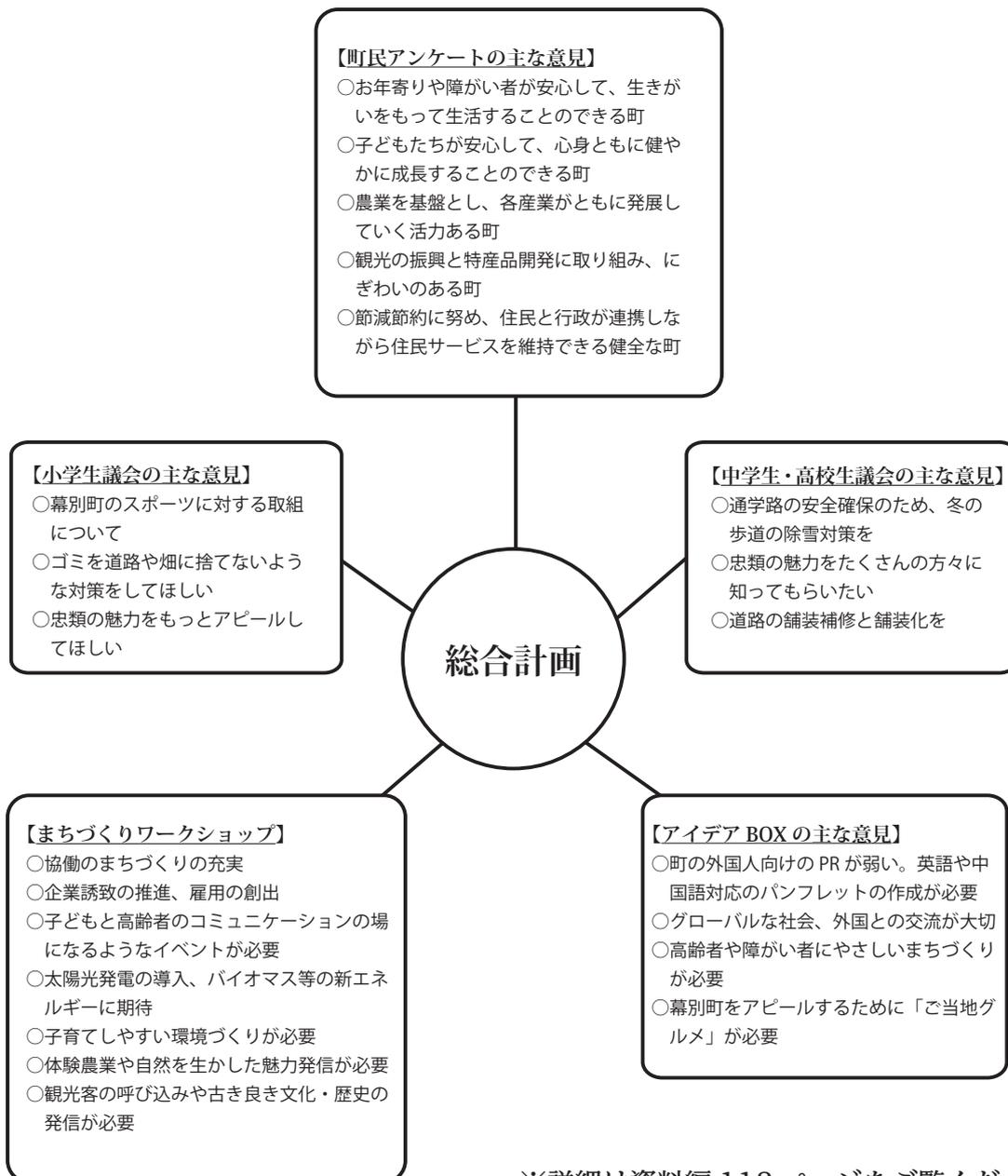
※13 住民が互いにコミュニケーションを取りながら手軽に取り組むことができるスポーツ

※14 オリンピック出場経験者



3 町民の思い

計画の策定においては、町民のまちづくりに対する考え方や意見を的確に把握するよう努めるため、「町民アンケート調査」の結果や「まちづくりアイデアBOX」、「小学生議会」、「中学生・高校生議会」、「まちづくりワークショップ」で寄せられた意見や報告などを十分尊重した上で、計画を策定しました。



※詳細は資料編 113 ページをご覧ください。

第1節 町の将来像と基本理念

1 将来像

「みんながつながる 住まいる まくべつ」

本町は、恵まれた豊かな自然環境のもと、それぞれの地域において特色ある歴史・文化を育み、雄大な大地を活用した産業の振興を図ってきました。

今後は、それぞれの地域間交流をより深めるとともに、これまで培ってきた国内外の交流のほか、ICTの発展により、あらゆる人・場所とつながることが可能となります。

このような社会環境のもと、4つの基本理念を掲げ、全ての町民が幸せな笑顔あふれるまちを創造し、「住み続けたい」「住みたい」幕別町であることを目指します。

以上のことから第6期幕別町総合計画における将来像を「みんながつながる 住まいる まくべつ」と決めました。





2 まちづくりの基本理念

この基本構想では、人口減少時代にあって、少子化、高齢化の地域課題がある中、町民が地域に夢や希望、誇りをもち、まちづくりを進めるとともに、「訪れたい」「住みたい」と思ってもらえるまちづくりを行うため、4つの基本理念を定めるものです。

(1) みんなで創るまち

地域コミュニティの衰退が懸念されている中、活力ある住みよい地域社会を実現するために、町民との対話を重ねることにより、町民、地域組織、ボランティア、NPO法人、事業者、行政など地域社会を構成する様々な主体が、自助・共助・公助を担う、協働のまちを目指します。

(2) 安全・安心なまち

豊かな自然を守ること、安心して子どもを産み育てる環境であること、安心して働くことができること、安全・安心に生活できる環境であることなど、全ての町民が豊かに住み続けることができるとともに、支え合い、ともに創り高め合う共生社会^{※15}を実現するまちを目指します。

(3) 魅力あふれるまち

民間企業や教育機関・研究機関などとの連携を図りながら、多様な地域特性を持つ本町の特色を伸張し、地域の力と価値を高めることにより、国内外から多くの人々が訪れ交流し、人が集い笑顔あふれるまちを目指します。

(4) みんなで学ぶまち

子どもたちの「生きる力」を育むとともに、幅広い世代が学び続けることで、創造に培われた人材を育み、また、本町のオリンピックのように、町民誰もがチャレンジし続けられるまちを目指します。

※15 年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人権と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認め合って、それぞれの役割を持ちながら参加できる社会

第2節 基本目標

1 協働と交流で住まいる

- 地方分権の時代において、地域課題の解決に向けて、地域コミュニティの再生・活性化が必要不可欠です。地域組織のみならず、ボランティアやNPO法人^{※16}、企業の力を活用しながら、地域コミュニティの活性化を促進するとともに、地域間の交流を深めます。
- まちづくりにおいて、住民参加は欠かせないものであり、町民一人ひとりが、多様な手法によりまちづくりに参加できるようにするとともに、町民と行政がともに考え、ともに行動するまちづくりを進めます。
- 地域の特性を生かした国内交流や国際交流を推進します。
- ICTの活用による住民サービスの向上を進めるとともに、定住の促進を図ります。
- 町民にわかりやすい行政の展開や健全で効率的、効果的な行財政運営を進めるとともに、活気あふれるまちづくりを行います。

2 特色ある産業で住まいる

- グローバル化に伴う農産物の輸出入、外国人観光客の増加などを背景に、国際間や地域間の競争が激しくなっていることから、地域資源を生かした独自の価値を発信していく取組を進めます。
- 農業は、地域の基幹産業であり、安全で良質な農畜産物を安定的に供給するとともに、その競争力をさらに高めていくため、地産地消や地域ブランド^{※17}の確立に向けた取組などを進め、農業を核に産業間の連携を強めて、地域全体の産業の活性化を図ります。
- 林業は、地球の温暖化防止や水源涵養など、森林の持つ多面的機能が発揮されるため、多様な森林づくりを進めるとともに、国内産木材の利用が見直されているため、森林資源の循環利用と町内産木材の利活用の促進を図ります。
- 商業は、地域の特性を生かし、消費者ニーズに応えられる地域商業の形成を推進するとともに、地域資源を生かした新しい取組を支援します。
- 工業は、既存企業の育成を促進するとともに、企業誘致や雇用の場の創出を図ります。
- 観光は、観光事業者や地域住民、行政が連携し、地域性にあふれる観光地づくりを進めます。

※16 特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、法定要件を充足する法人

※17 他の地域のものとの区別・差別化することを意図して付与する商品や農作物などの名称、デザインなど



3 人がいきいき住まいる

- 近年の少子高齢化と人口減少時代にあって、誰もが健康で安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。
- 子育てと仕事が両立できる環境の整備や子育ての経済的支援など、切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。
- 高齢者や障がい者をはじめ全ての町民が、住み慣れた地域でともに生きがいを創り上げ、安心して暮らすことができるよう、多様なサービスの提供に努めるとともに、ボランティアやNPO法人、企業、関係機関と連携して共生社会の構築を推進します。
- 予防医療や健康づくりの推進により、健康寿命の延伸を目指します。
- 地震や火災、水害などの防災体制の整備や町民の防災意識向上に努めるとともに、消防、救急、防犯体制を充実させ、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

4 豊かな学びと文化、スポーツで住まいる

- 子どもから高齢者まで幅広い世代が学び続けられる環境づくりを進め、生涯学習の機会を増やし、その学習の成果を地域等で還元することにより、豊かな生活を送れる地域社会づくりを促進します。
- 学校と家庭、地域が連携し、子どもたちがこれからの社会を生きるための力を育むとともに、健全な青少年の育成を推進します。
- 地域や先住民族であるアイヌの人たちの歴史や文化、伝統の保存・伝承と活用に努めるとともに、芸術文化活動の町民の自主的な活動を支援します。
- 多くの人が、心身ともに健康で活力のある生活を継続できるよう、スポーツ・レクリエーション活動の自主的な活動を支援するとともに、次世代のアスリートの育成に努めます。

5 自然との調和で快適な住まいる

- 本町の恵まれた自然環境は、次世代へ継承すべきものであり、保護と保護意識の啓発に努めます。
- 環境の保全のため、町民・事業者・行政が連携したごみの適正な処理を推進するとともに、省エネルギーの啓発やバイオマスや地中熱などの活用による再生可能エネルギーの普及、リサイクルの推進などによる循環型社会への推進を図ります。
- 道路網などの生活基盤施設については、計画的に整備を進めるとともに、適正な維持管理による長寿命化を図ります。
- 降雪状況に合わせた迅速な除排雪など、安全で円滑な交通環境の確保に努めます。
- 大規模自然災害に備えた強靱な社会資本整備に努め、災害に強いまちづくりを目指します。
- 自然環境の保全に配慮した土地利用を進め、豊かでゆとりある生活の実現を図ります。

第3節 主要指標

1 人口

本町の人口は、平成26年4月の27,714人がピークであり、その要因として、主に札内地区の宅地造成に伴うものでありましたが、幕別地区、忠類地区では、その間においても緩やかな減少傾向にありました。しかしながら、近年では札内地区においても人口が微減しており、総人口においても減少傾向にあります。

一方、国においても日本の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少局面に移行し、2060（平成72）年の総人口は、約8,700万人まで減少するとされており、平成25年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、全国各自治体の人口が示され、本町の人口は2040（平成40）年に22,062人とされました。

このような背景から、国をはじめ、全国各自治体では、人口の現状と将来推計、取り組むべき課題などを示した人口ビジョンの策定が進められ、本町では、平成28年1月に幕別町人口ビジョンを策定しました。

本町では、平成27年3月末の住民基本台帳を基準人口として、国と同様に2060（平成72）年までの人口を推計しており、国立社会保障・人口問題研究所による推計方法（出生率：1.24（平成32年）、1.23（平成42年）、1.30（平成52年）、1.30（平成72年）として推計）では、17,583人となりますが、今後の施策を展開する中で合計特殊出生率1.55を目標とし、19,457人としています。

このことから、第6期幕別町総合計画における計画の最終年次（平成39年）の推計人口については、幕別町人口ビジョンに基づく推計方法（合計特殊出生率1.55として推計）を使用することとし、25,662人とします。

	基準年（H27年）	最終年次（H39年）	増減（H27/H39）
総人口	27,596人	25,662人	△1,934人
年少人口	3,600人	3,243人	△357人
生産年齢人口	16,105人	14,368人	△1,737人
老年人口	7,891人	8,051人	160人
世帯数	10,905世帯	11,494世帯	589世帯
1世帯当たり人員	2.53人	2.23人	△0.30人

※年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）

※出典：幕別町人口ビジョン



2 就業構造

平成 39 年における就業者数は 13,128 人（総人口の 51.2%）と推計します。

人口の減少に伴い就業者数は減少しているものの、近年の働き方改革を要因に老年人口の就業者数の増加を見込んだため、人口の減少率に比べ、就業者数の減少率は低くなる結果となりました。

本町の基幹産業である第 1 次産業は減少傾向が続くものの、後継者対策や新規就農者の育成、農業経営の法人化を推進することで、一定程度、減少が抑えられるものとしました。

第 2 次産業は減少傾向が継続するものの、景気の回復基調や町の企業誘致策の拡充により、減少割合が鈍化するものと見込み、反面、第 3 次産業は情報通信業、福祉及びサービス業などの増加が継続するものと推計しています。

	基準年（H27 年）	最終年次（H39 年）	増減（H27/H39）
就業者数	13,841 人	13,128 人	△ 713 人
就業率	50.2%	51.2%	
第 1 次産業	2,242 人	1,872 人	△ 370 人
第 2 次産業	2,367 人	1,935 人	△ 432 人
第 3 次産業	9,232 人	9,321 人	89 人

※基準年の数値については、平成 27 年 3 月末の住民基本台帳人口を基に、就業構造を推計したものです。

第4節 土地利用の方向

土地は、生活・産業の基盤となるものであり、社会情勢を鑑みた長期的な視点により、計画的で適正な土地利用を図ることが重要です。

土地利用関連法令に基づく諸制度を的確に運用するとともに、地域の特性を生かすことを基本とし、既成市街地に存在する低・未利用地や空き地の利活用を図ります。

第5節 各地区の基本方向

本町は、三つの地区を形成しており、それぞれの特性と課題を踏まえ、次のとおり各地区の基本方向を定めます。

1 幕別地区

恵まれた自然環境を生かし、基幹産業である農業の生産性の向上を図るとともに、顕在化する空き地・空き家の利活用を促進し、高齢者が安心して暮らし続けられる活力に満ちた地域づくりを行います。





2 札幌地区

新たな土地需要への対応として、JRや道路などの便利な交通アクセス^{※18}や落ち着いた住宅街などの強みを生かし、既存市街地に存在する低・未利用地の利活用を図るとともに、豊かな自然環境との調和と保全を図ります。



3 忠類地区

移住希望者に対するアプローチ^{※19}など定住促進による人口の減少を抑える取組を促進します。

高規格幹線道路の整備が忠類インターチェンジや忠類・大樹インターチェンジまで完成したことにより、新たな人・物の流れが生まれることが期待される一方で、忠類市街地の空洞化も懸念されることから、道の駅周辺をはじめとする観光振興などにより、雇用の場の拡大と酪農を中心とした地場産業の促進を図ります。



※18 ある場所に向かうための交通手段

※19 対象や目標に接近すること。手がかり。手段

第6節 まちづくりの体系図





住まいる まくべつ

魅力あふれるまち

みんなで学ぶまち

きいき
いる

- ① 墓地環境と火葬場の整備
- ⑩ 消費者の権利尊重と自立支援
- ⑨ 交通安全と防犯体制の充実
- ⑧ 町民の安全・安心を守る災害対応の充実
- ⑦ 迅速かつ的確な消防・救急体制の確立
- ⑥ 町民一人ひとりの健康づくり

豊かな学びと
文化、スポーツで
住まいる

- ① 豊かな人生を育む生涯学習の推進
- ② 「生きる力」を育む学校教育の推進
- ③ 青少年の健全育成の推進
- ④ 芸術・文化活動の振興
- ⑤ 歴史的文化の保存・伝承
- ⑥ 健康づくりとスポーツ活動の振興

自然との調和で快適な
住まいる

- ① 美しい自然環境の保護と循環型社会の形成
- ② 安全で機能的な道路と公共交通体系の整備
- ③ 地域に即した安心して生活できる住環境の整備
- ④ 町民とつくるみんなの公園と緑地の保全・整備
- ⑤ 安全安心な水道事業の運営
- ⑥ 下水道の計画的な推進と効率的な排水処理
- ⑦ 計画的な土地利用の推進

第2部 基本計画

第1章

協働と交流で住まいる



-
- 第1節 地域コミュニティ活性化の推進
 - 第2節 町民参加のまちづくりの推進
 - 第3節 国内交流や国際交流の推進
 - 第4節 町民との情報共有とわかりやすい行政の推進
 - 第5節 効率的で健全な行財政の運営
 - 第6節 広域行政の推進
 - 第7節 移住・定住施策の推進
 - 第8節 ICT活用の推進
-

第1節 地域コミュニティ活性化の推進

現状と課題

- 活力あるまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの再生・活性化の促進が必要不可欠なものとなります。
- 本町では、現在114の公区が設置され、地域における課題解決などに当たっており、近年では、公区の連合組織も組織され活動していますが、その反面、都市化の進展や住民意識の多様化などにより、地域コミュニティ活動や地域の帰属意識が希薄化している傾向にあります。
- 公区のほかに、ボランティアやNPO法人（民間非営利組織）などの地域的なエリアを超えた組織がありますが、リーダーや活動している人が限定され、特定の人とその役割を担っている状況もあります。
- 近年、企業が行う社会貢献活動の一貫として、地域活動が増加の傾向にあり、地域コミュニティの活性化の一翼を担うことが期待されています。
- 地域の担う役割は、少子高齢化が一層進展していく中であって、失われつつある相互扶助をはじめ、防災、防犯や子ども・高齢者の見守りなど、身近な課題解決を行う上で、ますます重要となっています。

後期見直し

- 活力あるまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの再生・活性化の促進が必要不可欠なものとなります。
- 本町では、現在113の行政区が設置され、それぞれの行政区を拠点に活動する町内会などの任意の自治組織（以下「町内会」という）が地域における課題解決などに当たっており、近年では、町内会の連合組織も組織され活動していますが、その反面、都市化の進展や住民意識の多様化などにより、地域コミュニティ活動や地域の帰属意識が希薄化している傾向にあります。
- 町内会のほかに、ボランティアやNPO法人（民間非営利組織）などの地域的なエリアを超えた組織がありますが、リーダーや活動している人が限定され、特定の人とその役割を担っている状況もあります。
- 近年、企業が行う社会貢献活動の一貫として、地域活動が増加の傾向にあり、地域コミュニティの活性化の一翼を担うことが期待されています。
- 地域の担う役割は、少子高齢化が一層進展していく中であって、失われつつある相互扶助をはじめ、防災、防犯や子ども・高齢者の見守りなど、身近な課題解決を行う上で、ますます重要となっています。

後期見直しにより、計画内の「公区」はすべて「町内会」に変更しています。



基本方針

- ◆ 地域にある多様な組織によるコミュニティ活動を促進するとともに、地域づくりにつながる人材や団体の育成によるコミュニティの活性化を図ります。
- ◆ 活動の拠点となる施設の適正配置と整備を進めます。
- ◆ それぞれの地域の誇りや郷土意識に根ざした一体感のあるコミュニティの醸成を図ります。

主要施策

- ◆ 地域コミュニティの活性化
- ◆ 人づくりによる地域コミュニティの醸成
- ◆ 拠点施設の整備

施策の方向性

1 地域コミュニティの活性化

- (1) 多様な組織を通じ、地域に根ざしたコミュニティ活動を促進します。
- (2) 子どもから高齢者まで、同世代や異世代間の交流により、地域コミュニティの活性化を促進します。
- (3) 地域間における個人や各団体などの交流を深めるとともに、地域に根ざした行事などを通じ、地域への誇りや郷土意識の醸成を図ります。

2 人づくりによる地域コミュニティの醸成

- (1) 自助、共助、公助によるまちづくりを行うことを理念とし、地域の課題は地域で解決するという共助の力が発揮される人材の育成を図ります。
- (2) 地域づくりを支える団体の育成と地域をけん引する人材の育成を図ります。
- (3) 広く地域に貢献する活動を促進するため、ボランティア意識を啓発し、住民意識の高揚を図ります。

3 拠点施設の整備

- (1) コミュニティ活動の拠点施設である近隣センターは、地域コミュニティの維持を基本とし、地域住民の合意のもと、集約や適正配置を進めるとともに、施設の改修等を行います。
- (2) 教育施設を含め、公共施設の有効活用を図り、住民間の交流や活動の場の提供を進めます。

第2節 町民参加のまちづくりの推進

現状と課題

- 地域では、少子高齢化を要因とした、子育て、介護、防犯、環境保全など多くの解決すべき問題が存在しています。このような問題に対しては、これを全て行政で対応していくことは限界があり、町民、公区、企業、NPO法人など地域社会の多様な主体と行政との協働のまちづくりをこれまで以上に推進し、それぞれの主体による役割分担のもと、「自分たちの地域は自分たちで守り、創る。」を基本に、町民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する住民自治^{※20}の取組が必要です。
- 本町においては、従来から「協働のまちづくり」に取り組んできており、平成16年度からは協働のまちづくり支援事業に関する要綱を制定し、住民の多様な活動に対し支援を行っています。
- 様々な計画などの策定過程においては、審議会などの委員を一般公募するとともに、パブリックコメント^{※21}の実施やワークショップ^{※22}の開催など、より町民が参加しやすい体制づくりに努めています。
- まちづくりには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、民間企業や教育・研究機関などの幅広い意見を聴く必要があります。
- 町民一人ひとりが性別にかかわりなく、社会のあらゆる分野に参画することができる「男女共同参画社会」の実現を目指し、これまで以上に女性の積極的な参画に向けた一層の取組が必要となっています。

※20 地方自治が行われる際に、住民参加で行われる形式

※21 公的な機関が規則等を制定しようとするときに、広く公に意見を求める手続

※22 様々な立場の人々が自由に意見を出し合い、お互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げる場



後期見直し

- 地域では、少子高齢化を要因とした、子育て、介護、防犯、環境保全など多くの解決すべき問題が存在しています。このような問題に対しては、これを全て行政で対応していくことは限界があり、町民、町内会、企業、NPO法人など地域社会の多様な主体と行政との協働のまちづくりをこれまで以上に推進し、それぞれの主体による役割分担のもと、「自分たちの地域は自分たちで守り、創る。」を基本に、町民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する住民自治^{※20}の取組が必要です。
- 本町においては、従来から「協働のまちづくり」に取り組んできており、平成16年度からは協働のまちづくり支援事業に関する要綱を制定し、住民の多様な活動に対し支援を行っています。
- 様々な計画などの策定過程においては、審議会などの委員を一般公募するとともに、パブリックコメント^{※21}の実施やワークショップ^{※22}の開催など、より町民が参加しやすい体制づくりに努めています。
- まちづくりには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、民間企業や教育・研究機関などの幅広い意見を聴く必要があります。
- 多様な主体が活躍する地域社会を形成するため、町民一人ひとりが性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画することができる「男女共同参画社会」及び「ジェンダー平等社会」の実現を目指します。

基本方針

- ◆ 住民自治を基本とし、協働のまちづくりをさらに推進し、まちづくりに町民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 自主的な住民活動に対する支援と住民意識の高揚を図るとともに、まちづくりにおける男女共同参画を促進します。

後期見直し

- ◆ 住民自治を基本とし、協働のまちづくりをさらに推進し、まちづくりに町民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 自主的な住民活動に対する支援と住民意識の高揚を図るとともに、まちづくりにおける男女共同参画及びジェンダー平等を促進します。

主要施策

- ◆ 協働のまちづくりの推進
- ◆ 町民が参加しやすい環境づくり
- ◆ 男女共同参画社会の促進

施策の方向性

1 協働のまちづくりの推進

- (1) 町内会活動などの町民の自主的な活動を支援します。
- (2) 「協働のまちづくり支援事業」をさらに推進するため、住民要望に即してメニューの見直しを図ります。

「公区」を「町内会」に変更



2 町民が参加しやすい環境づくり

- (1) 各種審議会をはじめとする附属機関委員の公募により、女性や若者など幅広い町民の参画を進めます。
- (2) 主要な計画の作成や町民に身近な施策の導入などにおいて、パブリックコメントやワークショップを開催するなど、施策等に対する意見を聴く機会の拡充を図り、一層の町民参画を促進します。

3 男女共同参画社会の促進

- (1) 男女共同参画社会を促進し、男女がともに働くための制度を啓発するとともに、家庭生活と仕事との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の普及を推進します。
- (2) 働く場や社会・地域活動など、あらゆる分野への男女平等参画を促進します。
- (3) 子育て支援策の充実を推進するとともに、男女の育児・介護休業制度の啓発を図ります。

後期見直し

- (1) 男女共同参画社会及びジェンダー平等を促進し、町民一人ひとりが平等に働くための制度を啓発するとともに、家庭生活と仕事との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の普及を推進します。
- (2) 働く場や社会・地域活動など、あらゆる分野への男女平等参画及びジェンダー平等を促進します。
- (3) 子育て支援策の充実を推進するとともに、男女の育児・介護休業制度の啓発を図ります。



第3節 国内交流や国際交流の推進

現状と課題

- 国内交流では、埼玉県上尾市、神奈川県開成町や高知県中土佐町との小学生による交流が行われています。
- 国際交流の分野では、中学生・高校生による海外派遣事業を実施しているほか、パークゴルフを通じた海外や十勝管内在住の外国人との交流、国際交流協会による各種事業の実施など様々な交流が行われています。
- 今後も、交流を通じた次世代の人材を育成するため、行政、経済、教育、文化などあらゆる分野での交流をさらに促進するための取組が必要です。

基本方針

- ◆ 国内交流を推進し、幅広い交流を行います。
- ◆ 学校教育や社会教育など、様々な場を通じて、国際理解の機会づくりと国際性豊かな人材の育成を図ります。

主要施策

- ◆ 国内交流の推進
- ◆ 国際交流の推進





施策の方向性

1 国内交流の推進

- (1) 埼玉県上尾市、神奈川県開成町や高知県中土佐町をはじめ、様々な地域との交流による連携を強化します。
- (2) パークゴルフなどのスポーツや文化交流活動を通して、幅広い交流を進め、交流人口の拡大を図ります。

2 国際交流の推進

- (1) 国際性豊かな人材を育成するため、中高生の海外派遣や受入など交流機会の確保や体制づくりに努めます。
- (2) ホームステイ^{※23}の受入先や通訳の確保など、国際交流活動について、町国際交流協会や学校などへの支援を行います。
- (3) 国際交流員を継続配置し、生きた英語学習を進めるとともに、外国の文化等について国際理解を図ります。



※23 旅行地の一般の家庭に一定期間滞在する海外旅行の一種のスタイル

第4節 町民との情報共有とわかりやすい行政の推進

現状と課題

- 社会情勢が変化する中、福祉や医療、年金など町民に密着した制度や施策も複雑多岐になってきており、町民の立場に寄り添った対応やサービスの提供がますます重要になっています。
- きめ細かなサービスを展開するためには、常に町民の意向を把握することが求められており、様々な機会を通して広聴機能の充実を図ることが必要となっています。
- 町民との情報の共有化を更に進めるため、広報紙等による広報活動の充実を図るとともに、近年の情報化社会を踏まえ、ウェブサイト^{※24}やSNS^{※25}などのICTを活用した双方向の情報発信の必要性が高まっています。
- 今後は、タウンミーティング^{※26}などの実施による一層の意識啓発やより参加しやすい環境づくりが求められています。

基本方針

- ◆ 町民にわかりやすく丁寧な対応と説明に心がけるとともに、的確な情報提供と住民ニーズの把握に努めます。

主要施策

- ◆ わかりやすい行政の展開
- ◆ 情報の公開と個人情報の保護
- ◆ 広報・広聴活動の充実



※ 24 インターネットの標準的な情報システムである www で公開されるウェブページの集まり

※ 25 Social Networking Service の略。日記やメッセージなどを通じて友人や共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービス

※ 26 主に地域住民の生活に関わる事項を話題とする対話型集会



施策の方向性

1 わかりやすい行政の展開

- (1) 各種計画など、まちづくりに関する情報や町民に密接に関連する事業、サービスについてわかりやすく的確な情報提供に努めます。

2 情報の公開と個人情報の保護

- (1) 公正迅速で開かれた行政情報の提供を進めるため、適切な文書管理を行うとともに、個人情報やプライバシーを保護します。

3 広報・広聴活動の充実

- (1) ホームページ^{※27}やSNSの活用により、的確な情報発信を行うとともに、親しみやすい広報紙づくりに努めます。
- (2) アンケート調査、意見箱の設置、ワークショップの実施やSNSなどICTの活用による町民意見要望の的確な把握に努めます。
- (3) 出前講座のほか、町民と直接対話し、施策等に反映させる手法として、タウンミーティングなどの取組を推進します。

※27 インターネットを利用して、コンピュータで文字、画像、音声などを取り出すことができる公開された情報

第5節 効率的で健全な行財政の運営

現状と課題

- 地方分権が進展し、個性を生かした自立したまちづくりが求められる中、多様化、複雑化する地域課題や住民ニーズに的確に対応し、町民の期待と信頼に応える組織づくりが重要となっています。
- 自然災害など町民の生命や財産を脅かす不測の事態が発生した場合であっても、これらのリスクを最小限に抑え、緊急時に迅速かつ的確に対処する組織体制の強化が求められています。
- 財政運営面においては、少子高齢化の影響による人口減少社会の進行に伴い、町税収入の減少が見込まれるとともに、地方財政制度の先行きも不透明な状況にあります。
- 幕別町行政改革大綱に基づき、不断の行財政改革を推進するとともに、社会保障関係経費をはじめ、老朽化による公共施設の維持管理経費の増嵩など、将来の財政需要に対応できる効率的で健全な財政運営を進めていく必要があります。

基本方針

- ◆ 総合計画や各種計画の具現化を図るため、中・長期的な展望に立った行財政運営を進めます。
- ◆ 最小の経費で最大の効果をあげることを基本として、徹底した行財政改革を進め、行政組織機構の見直しや行政事務の効率化、財政の健全性の確保に努めます。
- ◆ 多様化・複雑化する住民ニーズを的確に捉え、幅広い視野と企画創造力を持った職員となるよう人材育成を図ります。

主要施策

- ◆ 行政組織・機構の改革
- ◆ 行政事務の効率化
- ◆ 職員の資質の向上
- ◆ 財政の健全性の確保
- ◆ 公共施設の効率的、効果的な管理運営



施策の方向性

1 行政組織・機構の改革

- (1) より簡素で効率的、機動的な組織機構を目指し、民間活力の導入や事務事業の見直しなどを進め、職員数の適正化と諸行政課題に迅速かつ着実に対応できる執行体制の確立を図ります。
- (2) 住民ニーズに迅速かつ的確に応えるために、関係する各部・課の連携を強化します。

2 行政事務の効率化

- (1) 経常経費の適時見直しを行うとともに、国・道の補助金、交付金などの効果的な活用やより有利な地方債の選択などにより、健全な財政運営に取り組みます。
- (2) 行政改革、事務評価等により、限られた財源を効果的に活用するため、事業の選択と集中を図り、主要事業に重点的に配分するなど、常に創意工夫を心がけ、効率的な予算執行に努めます。
- (3) 地方分権を推進するとともに、権限移譲による住民サービスの質的、量的な向上に努めます。

3 職員の資質の向上

- (1) 職場内研修や各種研修機関への派遣などを通して、職員一人ひとりのコミュニケーション能力や政策形成能力など、職員の資質の向上に努めます。
- (2) 人事評価制度による人材育成を図り、職員の能力を最大限発揮させ、住民サービスの向上に努めます。

4 財政の健全性の確保

- (1) 町税などの収納率向上による自主財源の確保や受益者負担の適正化を進めるとともに、新たな財源の確保を図ります。
- (2) 公会計制度^{※28}の導入による積極的な財政情報の公開を進め、町民の理解に基づく透明で健全な財政運営を推進します。
- (3) 公有地の適切な管理に努めるとともに、必要に応じて効果的な財産の取得や売却などを進めます。

5 公共施設の効率的、効果的な管理運営

- (1) 公共施設の維持管理に当たり、費用対効果を的確に判断し、指定管理者制度の活用など、適正な管理運営に努め、住民サービスの向上を図ります。
- (2) 人口減少・少子高齢化など、時代の変化に対応した施設の在り方や効率的・効果的な活用を図るため、幕別町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適切な配置を進めます。

※ 28 現金主義や単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記など企業会計手法を導入する制度



第6節 広域行政の推進



現状と課題

- 交通や通信体系が発達し、町民の日常生活圏が拡大している中、今後も広域行政の取組は重要であります。
- 保健・医療技術者の養成、教育研修センターの運営、税の滞納処理、ごみやし尿処理施設の運営などについて、一部事務組合や十勝圏域の市町村との密接な連携のもとに取り組んでいます。
- 医療、福祉、産業振興分野などで相互の連携を図り、定住の受け皿となる自立した生活圏域の形成に努めています。
- 介護保険、障害支援区分の認定審査を東部4町で共同設置しているほか、より広域的な視点から都市計画を進めるため、帯広市、音更町、芽室町と連携を図りながら、帯広圏として広域都市圏を形成しています。
- 市町村の枠を超えた広域的なネットワーク形成や共同の事業運営など、各市町村の特性を生かしながら機能分担を図った広域行政の果たす役割が今まで以上に重要となっています。

基本方針

- ◆ 近隣市町村との共通の課題に対応するため、これまで以上に連携を深め、効率的、効果的な広域行政を進めます。

主要施策

- ◆ 広域行政事務の推進

施策の方向性

1 広域行政事務の推進

- (1) 一部事務組合や介護認定審査会など共同で設置している機関の効率的な運営を進めます。
- (2) 共通課題の解決に向け、今後とも広域行政事務の調査、研究を進めます。



第7節 移住・定住施策の推進

現状と課題

- 本町の人口は、1980年代から札内地区を中心とした宅地造成に伴い、順調に人口増加を続けてきましたが、近年では横ばい傾向から、減少傾向に転じています。
- 少子高齢化・人口減少の進行は、国と地方にとって共通の課題であり、本町においても多様な世代が安心して暮らせる環境整備の充実をはじめ、人口減少をできる限り抑制するための施策が必要となっています。

基本方針

- ◆ 地域資源を最大限に活用し、まちの魅力の向上を図り、移住・定住施策を推進します。

主要施策

- ◆ 移住・定住の促進と情報発信

施策の方向性

1 移住・定住の促進と情報発信

- (1) 子どもから高齢者までが安心して暮らせる住宅環境の整備に努めます。
- (2) 移住環境の整備や移住体験事業を展開し、移住を促進します。
- (3) 移住を検討している人に対する相談窓口の設置や移住・定住相談会等に参加し、移住・定住情報を積極的に発信します。
- (4) 空き地・空き家バンク制度^{※29}による、町内の空き地・空き家の有効活用を図り、移住・定住を促進します。

後期見直し

- (1) 子どもから高齢者までが安心して暮らせる住宅環境の整備に努めます。
- (2) 移住環境の整備や移住体験事業を展開し、移住を促進します。
- (3) 移住相談ワンストップ窓口の設置や移住・定住相談会等に参加し、移住・定住情報を積極的に発信します。
- (4) 空き地・空き家バンク制度^{※29}による、町内の空き地・空き家の有効活用を図り、移住・定住を促進します。



第8節 ICT活用の推進



現状と課題

- ICTの飛躍的な発展に伴い、ICTがコミュニケーションの手段として幅広く活用されています。
- インターネットの普及により、情報サービスの提供や情報の共有化が進み、住民生活に必要なライフライン^{※30}としてICTは広く一般社会に浸透しています。
- 行政運営においても、住民生活の利便性と行政サービスの質の向上を図ります。
- インターネット等による行政情報の提供や各種手続の電子化など、電子自治体化に向けた基盤整備の構築が求められているとともに、情報セキュリティ^{※31}に係る対策の強化が重要となっています。

後期見直し

- ICTの飛躍的な発展に伴い、ICTがコミュニケーションの手段として幅広く活用されています。
- インターネットの普及により、情報サービスの提供や情報の共有化が進み、住民生活に必要なライフライン^{※30}としてICTは広く一般社会に浸透しています。
- 行政運営においても、デジタル技術の活用により住民生活の利便性と行政サービスの質の向上を図ります。
- インターネット等による行政情報の提供や各種手続の電子化など、電子自治体化に向けた基盤整備の構築が求められているとともに、情報セキュリティ^{※31}に係る対策の強化が重要となっています。

基本方針

- ◆ ICTを活用した行政サービスの向上に努めるとともに、インターネット環境の格差是正を図り、町民が情報を入手しやすい環境整備を進めます。

主要施策

- ◆ 地域情報化の推進

後期見直し

- ◆ 地域情報化・行政のデジタル化の推進

施策の方向性

1 地域情報化の推進

- (1) スマートフォン、パソコンなどの情報通信環境の地域間格差の是正を図ります。
- (2) 行政情報システムの充実により、事務の効率化に努め、窓口サービスの向上を図ります。
- (3) 行政情報のセキュリティを確保するとともに、個人情報やプライバシーの保護に努めます。

後期見直し

1 地域情報化・行政のデジタル化の推進

- (1) スマートフォン、パソコンなどの情報通信環境の地域間格差の是正を図ります。
- (2) 行政情報システムの充実により、事務の効率化に努め、窓口サービスの向上を図ります。
- (3) 行政情報のセキュリティを確保するとともに、個人情報やプライバシーの保護に努めます。

※ 30 生活に不可欠なものが供給される経路

※ 31 安全。安全保障。防犯設備

第2部 基本計画

第2章

特色ある産業で住まいる



-
- 第1節 時代に即した農業振興
 - 第2節 森林の多面的機能の保全と木材の利用促進
 - 第3節 地域特性を生かした商工業の振興
 - 第4節 雇用環境の充実
 - 第5節 地域性あふれる観光の発信
-

第1節 時代に即した農業振興

現状と課題

- 本町の農業は、良質な農畜産物の安定的な生産・供給をはじめ、環境保全や美しい農村景観の形成など多面的な機能の発揮とともに、食品加工や観光など幅広い産業と結びつき、本町の基幹産業として重要な役割を果たしています。
- 米国のTPP^{※32} 離脱や日EU・EPA^{※33} 交渉の進展、農業改革関連法案の可決など農業を取り巻く情勢はグローバル化しており、生産現場においては今後の農業経営に対する不安感や不透明感が増大しています。
- 少子高齢化により担い手の減少や高齢化が進行する中、農業農村の安定的な発展や地域社会の活性化を図るため、担い手の確保・育成を行い、意欲のある農業の担い手が安心して経営ができる環境づくりを進めていくことが重要になっています。
- 食の安全・安心に対する消費者の関心が非常に高い中、我が国の主要な食料供給基地としての役割を果たすため、安全で良質な食料を安定的に生産・供給する体制づくりを進めていくことが重要になっています。
- 安定的な農業生産に資するため、生産基盤や流通加工体制を整備するとともに、効率的な農地の利用やICTの活用など時代に即した農業生産体制を確立することが必要です。
- 交通や情報のネットワークが拡大し、経済がグローバル化する中、地域ブランドの形成や農業者による加工販売、情報発信など農畜産物の高付加価値化を進めていくことが必要です。
- 農畜産物に対する消費者の期待と信頼に応えるため、「環境保全型農業」^{※34} など環境と調和した持続的な農業を推進するとともに、農業・農村の持つ多面的機能が十分に発揮されるような農村づくりを進めていくことが必要です。

後期見直し

- 本町の農業は、良質な農畜産物の安定的な生産・供給をはじめ、環境保全や美しい農村景観の形成など多面的な機能の発揮とともに、食品加工や観光など幅広い産業と結びつき、本町の基幹産業として重要な役割を果たしています。
- 米国のTPP^{※32} 離脱や日EU・EPA^{※33} 交渉の進展、農業改革関連法案の可決など農業を取り巻く情勢はグローバル化しており、生産現場においては今後の農業経営に対する不安感や不透明感が増大しています。
- 少子高齢化により担い手の減少や高齢化が進行する中、農業農村の安定的な発展や地域社会の活性化を図るため、担い手の確保・育成を行い、意欲のある農業の担い手が安心して経営ができる環境づくりを進めていくことが重要になっています。
- 食の安全・安心に対する消費者の関心が非常に高い中、我が国の主要な食料供給基地としての役割を果たすため、安全で良質な食料を安定的に生産・供給する体制づくりを進めていくことが重要になっています。
- 安定的な農業生産に資するため、生産基盤や流通加工体制を整備するとともに、効率的な農地の利用やICTの活用など時代に即した農業生産体制を確立することが必要です。
- 交通や情報のネットワークが拡大し、経済がグローバル化する中、地域ブランドの形成や農業者による加工販売、情報発信など農畜産物の高付加価値化を進めていくことが必要です。
- 気候変動による大規模災害の頻発や生物多様性の低下など生産現場に大きな影響が生じていることから、農林業の生産力向上と持続可能な食料システムの構築に向け、環境負荷軽減の取組が必要です。
- 農畜産物に対する消費者の期待と信頼に応えるため、「環境保全型農業」^{※34} など環境と調和した持続的な農業を推進するとともに、農業・農村の持つ多面的機能が十分に発揮されるような農村づくりを進めていくことが必要です。



基本方針

- ◆ 環境と調和しながら安全・安心で質の高い農畜産物を生産するとともに、付加価値を高め、国内外の食市場の環境変化に対応できる競争力のある力強い農業と、活力とうるおいのある農村づくりを進めます。
- ◆ 地域農業の持続的な発展を図るため、担い手の育成・確保と農地の集積・集約化を進めます。

主要施策

- ◆ 農業基盤の整備
- ◆ 農業支援システムの充実
- ◆ 農地の集積と集約化
- ◆ 担い手の育成・確保
- ◆ 農業経営の安定化
- ◆ 農畜産物の安定生産・生産性の向上
- ◆ 高付加価値化の促進
- ◆ 農業・農村が持つ多面的機能の維持と発揮
- ◆ 都市と農村との交流
- ◆ 農業に対する理解の促進
- ◆ 消費者と生産者との結びつきの強化

施策の方向性

1 農業基盤の整備

- (1) 農地や農業水利施設^{※35}の整備は、農地の生産力を最大限に引き出し、収量、品質及び生産性の向上、さらには、低温や長雨による冷湿害の軽減など、効果が大きいことから、計画的な基盤整備を推進します。
- (2) 効率的な農畜産物の輸送や快適な生活環境を確保するため、計画的な農道整備を推進します。

2 農業支援システムの充実

- (1) 最新の気象情報の入手や農地の集積・集約化の迅速な手続きに必要な農業情報システムの活用と関連機器の更新整備を図ります。

3 農地の集積と集約化

- (1) 担い手の経営の安定化・効率化を図るため、農地の集積・集約化などを進めるとともに、遊休農地の発生防止に努めます。

※ 32 Trans-Pacific Partnership の略。環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定

※ 33 Economic Partnership Agreement の略。特定の国や地域同士での貿易や投資を促進するための経済連携協定

※ 34 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

※ 35 農業用ダムなど農地への水の供給を目的とするかんがい施設や排水路など農地の過剰な水の排除を目的とする排水施設

4 担い手の育成・確保

- (1) 公益財団法人幕別町農業振興公社と連携し、農業後継者の育成や仲間づくり、パートナー対策を推進するとともに、新規参入者の育成・確保を図ります。
- (2) 家族経営協定の締結の支援などにより、女性農業者が経営や地域活動に参画しやすい環境づくりを促進します。
- (3) 農村地域の空き家等の地域資源を活用して、農業従事者など、移住・定住希望者のニーズに応じた定住環境の整備を図り、農村地域の活性化及び定住人口の確保に努めます。

5 農業経営の安定化

- (1) 関係機関と協力し、営農指導の充実・強化を推進するとともに、農業金融制度の効果的活用のもとに足腰の強い経営体の育成、強化を図ります。
- (2) 認定農業者制度を活用した農業経営改善計画の作成指導や認定後のフォローアップ^{※36}、農業経営の法人化などを促進し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保を図ります。
- (3) コントラクター^{※37}、TMRセンター^{※38}などの農作業受託組織や酪農ヘルパー^{※39}組織など営農支援組織の取組を支援するとともに、オペレーター^{※40}等の人材確保の取組などを支援し、農業経営の安定化を図ります。

6 農畜産物の安定生産・生産性の向上

- (1) 有機資源を活用した土づくりやGAP^{※41}の導入など安全性に配慮した農業を支援するとともに、農業試験ほ場での成果を活用するなど、農畜産物の安定的な収量確保や生産性の向上を図ります。
- (2) 労働力の確保のため、ICTを活用したスマート農業^{※42}をはじめ、障がい者や高齢者を雇用する農業と福祉が連携した取組（農福連携事業）などを促進します。
- (3) 良質な自給飼料の効率的生産を促進するため、補助事業などを活用した計画的な草地整備や粗飼料収穫コントラクターの利用を促進します。
- (4) 家畜の疾病や事故などによる損失を防ぐため、家畜衛生対策の充実を図ります。
- (5) 家畜飼養管理技術の向上と乳牛及び肉用牛の改良による乳量や産肉能力の優れた牛の増殖を図ります。
- (6) 町営牧場の効率的な管理運営に努めるとともに、預託農家における粗飼料の安定確保を図ります。
- (7) 猟友会等の担い手を育成し、有害鳥獣による食害など農業被害防止に努めます。

※36 追跡調査をすること

※37 農業経営の規模拡大や複合化、労働負担の軽減のため、農作物の収穫や耕起などの農作業を請け負う組織

※38 Total Mixed Ration の略。サイレージ、とうもろこしなどの飼料、ミネラル等を混ぜ合わせることで、牛に必要な栄養素を全て含んだ完全飼料を構成員に供給する仕組み

※39 休日の確保など酪農の労働環境改善のため、酪農家に代わり搾乳や飼料給与などの作業に従事する人

※40 機械類の操作に従事する人

※41 Good Agricultural Practices の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全を確保するための農業生産工程管理手法

※42 ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業



7 高付加価値化の促進

- (1) 競争力のある地域ブランドの形成に向けて、生産から加工、流通体系の整備を図るとともに、産学官金言^{※43}等の連携を強化し、販路拡大やPRなどの付加価値向上に向けた総合的な取組を推進します。

8 農業・農村が持つ多面的機能の維持と発揮

- (1) 農業・農村が有する多面的機能の維持及び発揮を目的として行われる農地や水路などの地域資源の保管理に取り組む地域活動を促進します。
- (2) 「環境保全型農業」など環境に配慮した農業生産方式を取り入れる農業者を支援し、持続可能な農業を推進します。
- (3) 家畜ふん尿の積極的な利活用を促進するため、ふん尿処理技術の紹介や、堆肥や液肥施用の有効性について啓発を図り、バイオガスプラント^{※44}の導入及び耕畜連携^{※45}による地域循環システム^{※46}を推進します。
- (4) 農村の生活の場としての魅力を一層高めていくため、快適でゆとりある生活環境の整備を進めます。

9 都市と農村との交流

- (1) 美しい農村景観の創出を促進し、都市市民の休養、教育の場として開かれた活力ある農村づくりに努め、グリーンツーリズム^{※47}を推進します。

10 農業に対する理解の促進

- (1) 食料を生産する農業の役割や重要性を理解・体験する食農教育を推進します。

11 消費者と生産者との結びつきの強化

- (1) 直売所やイベントでの地元農畜産物の販売などを通じて、消費者と生産者との交流を進め、地産地消を推進します。

※43 産は企業など関連産業、学は大学などの研究機関、官は行政機関、金は金融機関、言はマスコミを言う。これらが連携して一つの事業に取り組むときに使われる

※44 動植物由来の有機性資源をバイオガスエネルギーへ転換するシステム

※45 野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に耕種農家が飼料作物を生産し、畜産農家に供給する等、耕種農家と畜産農家が連携した取組

※46 地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域環境を構築していこうという考え方

※47 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

第2節 森林の多面的機能の保全と木材の利用促進

現状と課題

- 本町の森林面積は 14,751ha で、町全体の面積の約 31% を占め、その内訳は私有林が 8,618ha で最も多く、次いで道有林が 3,857ha、町有林が 2,276ha となっています。
- 林業を取り巻く環境は、主伐^{※48}が増加傾向にあり、伐採後の造林など森林整備を適切に推進していく上で労働力の確保が不可欠ですが、林業労働者の高齢化に伴い、新たな担い手の確保や雇用安定化のための林業事業体の体質強化等の対策が必要です。
- 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の特性や自然環境の変化を考慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることが求められています。
- エゾシカによる森林被害は、適切な森林整備の実施に支障を及ぼすことから、被害防止の措置を講じるとともに、造林木の確実な育成を図る必要があります。
- 森林認証制度^{※49}など国産材の価値が見直され、利用が期待されており、町内産木材の活用を促進する必要があります。

後期見直し

- 本町の森林面積は 14,698ha で、町全体の面積の約 31% を占め、その内訳は私有林が 8,563ha で最も多く、次いで道有林が 3,858ha、町有林が 2,277ha となっています。
- 林業を取り巻く環境は、主伐^{※48}が増加傾向にあり、伐採後の造林など森林整備を適切に推進していく上で労働力の確保が不可欠ですが、林業労働者の高齢化に伴い、新たな担い手の確保や雇用安定化のための林業事業体の体質強化等の対策が必要です。
- 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の特性や自然環境の変化を考慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることが求められています。
- エゾシカによる森林被害は、適切な森林整備の実施に支障を及ぼすことから、被害防止の措置を講じるとともに、造林木の確実な育成を図る必要があります。
- 森林認証制度^{※49}など国産材の価値が見直され、利用が期待されており、町内産木材の活用を促進する必要があります。

※ 48 森林の樹木を収穫するために伐採すること

※ 49 適正に管理されている森林を第三者機関が認証し、その森林から生産される木材製品にラベル付けをすることで、消費者がこうした商品を選んで購入できるようにし、環境に配慮した森林利用を進める仕組み



基本方針

- ◆ 森林が持つ多様な機能を維持するため、公益性を重視した森林づくりを推進するとともに、森林資源の循環利用を促進します。
- ◆ 町内産木材の活用を進めます。

主要施策

- ◆ 多面的機能を重視した森林づくりと森林保護
- ◆ 民有林の振興 ◆ 木材の利用促進
- ◆ 森林に対する理解の促進
- ◆ 耕地防風林の保全
- ◆ 育苗事業の推進
- ◆ 担い手の育成と連携強化

後期見直し

- ◆ 多面的機能を重視した森林づくりと森林保護
- ◆ 民有林の振興 ◆ 木材の利用促進
- ◆ 森林に対する理解の促進
- ◆ 耕地防風林の保全
- ◆ 育苗事業の先へ
- ◆ 担い手の育成と連携強化

施策の方向性

1 多面的機能を重視した森林づくりと森林保護

- (1) 森林の有する公益的機能の維持増進のために計画的な造林・育林事業を進め、水源涵養や山地災害の防止を図るとともに、生活環境や生物多様性の保全、保健機能など森林の持つ多様な機能の活用を推進します。また、エゾシカの被害状況に応じ、被害を防止するための鳥獣害防止森林区域を設定し、適切な鳥獣害防止対策に努めます。

後期見直し

- (1) 森林の有する公益的機能の維持増進のために計画的な造林・育林事業を進め、水源涵養や山地災害の防止、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源としての整備を図るとともに、生活環境や生物多様性の保全、保健機能など森林の持つ多様な機能の活用を推進します。また、エゾシカの被害状況に応じ、被害を防止するための鳥獣害防止森林区域を設定し、適切な鳥獣害防止対策に努めます。

2 民有林の振興

- (1) 地域の中核的な林業事業主体である森林組合との一層の連携を図り、森林所有者による造林や除間伐などの森林施業を促進するなど、民有林の振興を進めます。

3 木材の利用促進

- (1) 地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るため、町で策定した「幕別町地域材利用推進方針」に基づき、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」を推進します。

4 森林に対する理解の促進

- (1) 地域が連携して行う木育^{※50}活動などを通して、森林の有する多面的機能に対する理解を深めます。

5 耕地防風林の保全

- (1) 耕地防風林の保全・造成を推進し、農地の保護や十勝らしい魅力ある農村景観の創出を図ります。

6 育苗事業の推進

- (1) 育苗事業の充実など「育てる」林業を一層推進するとともに、林業従事者の雇用の場の確保を図ります。

後期見直し

6 育苗事業の先へ

- (1) 浦幌道有林管理センター忠類苗畑事業所の廃止に伴い雇用の場の確保、水源の確保を目的とし育苗事業を推進してきたが、雇用者の高齢化、同業他社の事業が堅調に推移していることから事業の役割を終えたと評価し、本事業は終了し、今後は残る施設の多様な活用について検討します。

7 担い手の育成と連携強化

- (1) 森林組合や関係機関と連携しながら、林業従事者の就業条件を整備し、林業後継者の育成を促進します。

※ 50 子どもをはじめとする全ての人が、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組



第3節 地域特性を生かした商工業の振興



現状と課題

- 商業・サービス業は、商工会と連携しながら商品券事業等地元購買力を高める事業を推進していますが、価格や品揃え、サービスに関して大型事業者や通信販売・インターネット事業者との競争が厳しく、町外への消費の流出も進んでいます。
- 中心市街地の空洞化が進む中、商業団体の育成や指導者の充実をはじめ、商業者の協同意識の高揚や後継者の育成に取り組み、街の顔としての魅力ある商店街の創出が求められています。
- 少子高齢化の進行に伴い地域マーケット^{※51}が縮小する中で生活必需品などを取り扱う店舗の維持や町外から顧客を獲得するため、自らの創意工夫により経営力の一層の強化を図るとともに、新たなビジネスモデル^{※52}の開拓や新分野への事業展開に果敢に挑戦していく積極性や創造性が求められています。
- 平成28年の台風被害からの復旧・復興が続いており、建設業・製造業等は持ち直しの基調が見られますが、人手不足感の強まりや資材調達コストの上昇が改善の足取りを鈍らせています。
- 企業の投資環境が厳しく従来型の誘致が大変難しい中、発達した通信技術や自然の恵みが豊富な地域特性を生かし、サテライトオフィス^{※53}など地方移転が可能な企業誘致やテレワーク^{※54}を可能とする人材誘致を進める必要があります。

後期見直し

- 商業・サービス業は、商工会と連携しながら商品券事業等地元購買力を高める事業を推進していますが、価格や品揃え、サービスに関して大型事業者や通信販売・インターネット事業者との競争が厳しく、町外への消費の流出も進んでいます。
- 中心市街地の空洞化が進む中、商工会など関係機関と連携し、商業団体の育成や指導者の充実をはじめ、商業者の協同意識の高揚や後継者の確保と育成に取り組み、街の顔としての魅力ある商店街の創出が求められています。
- 少子高齢化の進行に伴い地域マーケット^{※51}が縮小する中で生活必需品などを取り扱う店舗の維持や町外から顧客を獲得するため、商工会をはじめ地域の事業者が連携して地域経済を循環させ、自らの創意工夫により経営力の一層の強化を図るとともに、新たなビジネスモデル^{※52}の開拓や新分野への事業展開に果敢に挑戦していく積極性や創造性が求められています。
- 平成28年の台風被害からの復旧・復興が続いており、建設業・製造業等は持ち直しの基調が見られますが、人手不足感の強まりや資材調達コストの上昇が改善の足取りを鈍らせています。
- 企業の投資環境が厳しく従来型の誘致が大変難しい中、発達した通信技術や自然の恵みが豊富な地域特性を生かし、サテライトオフィス^{※53}など地方移転が可能な企業誘致やテレワーク^{※54}、ワーケーション^{※55}を可能とする人材誘致を進める必要があります。

※51 地域市場

※52 利益を生み出す製品やサービスに関する事業戦略と収益構造

※53 企業・団体の本拠地から離れた所に設置された事務所

※54 勤労形態の一種で、情報通信機器等を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことが出来る働き方

※55 「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語。観光地等でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方

基本方針

- ◆ 商店街の魅力づくりや中心市街地の活性化の取組を支援するとともに、商工会、農協等の関係機関との連携により、農業などの地域資源を活用した新規事業の取組を促進します。
- ◆ 商工業の充実・強化を図るため、地場産業の振興を主体に企業誘致を進めるとともに、立地企業の活性化を促進します。

後期見直し

- ◆ 商店街の魅力づくりや中心市街地の活性化の取組を支援するとともに、商工会、農協等の関係機関との連携により、農業などの地域資源を活用した新規事業の取組を促進します。
- ◆ 商工業の充実・強化を図るため、地場産業の振興を主体に企業誘致を進めるとともに、立地企業の活性化を促進します。
- ◆ 地域の経済活動を守るため、商工会や関係機関と連携し、事業承継をはじめとする後継者の確保や育成を支援するとともに、地域経済の循環を進める取組を促進します。

主要施策

- ◆ 立地企業の振興
- ◆ 活発な商業活動の促進
- ◆ 企業誘致の促進

施策の方向性

1 立地企業の振興

- (1) 企業訪問や情報交換などを通して、企業の課題解決の取組を支援するなど、立地企業の活性化を促進します。
- (2) 中小企業の育成・発展や事業承継のため、国や北海道との連携を強化するとともに、社会情勢にあった融資制度を提供して経営安定策を図ります。
- (3) 商工会を中心にネットワーク化を促進し、後継者を育成を推進するとともに、様々な研修の機会を活用した人材育成を通じ、技術力や競争力の向上を図ります。

後期見直し

- (1) 企業訪問や情報交換などを通して、企業の課題解決の取組を支援するなど、立地企業の活性化を促進します。
- (2) 中小企業の育成・発展や事業承継のため、国や北海道との連携を強化するとともに、社会情勢にあった融資制度を提供して経営安定策を図ります。
- (3) 商工会や事業承継に関する関係機関とネットワーク化を促進し、後継者の育成や事業承継を推進するとともに、様々な研修の機会を活用した人材育成を通じ、技術力や競争力の向上を図ります。



2 活発な商業活動の促進

- (1) 中小小売店の連携によるビジネスの展開を促進するなど商業機能の充実を支援します。
- (2) 商工会との連携により商品券事業やイベントなどの共同事業を展開し、地域経済の活性化を図ります。
- (3) 地域資源を生かした新たな特産品の創出等に努めるとともに、販路の拡大や情報の発信を進めます。
- (4) 中心市街地の商店街の空洞化を抑制し、賑わいのある商店街づくりを推進します。
- (5) 新規に参入する事業者の創業等の負担軽減を図り、円滑な事業展開を促進します。

後期見直し

- (1) 中小小売店の連携によるビジネスの展開を促進するなど商業機能の充実を支援します。
- (2) 商工会との連携により商品券事業やイベントなどの共同事業を展開し、地域経済の活性化を図ります。
- (3) 地域資源を生かした新たな特産品の創出等に努めるとともに、販路の拡大や情報の発信を進めます。
- (4) 中心市街地の商店街の空洞化を抑制し、賑わいのある商店街づくりを推進します。
- (5) 新規に参入する事業者の創業等の負担軽減を図り、円滑な事業展開を促進します。
- (6) 商工会や町内事業者と連携して、町内の消費を拡大し、地域経済を循環する取組を促進します。

3 企業誘致の促進

- (1) 関係機関と連携し、地場産業や地域資源と関連の強い業種を中心に企業や人材を誘致する取組を進めます。
- (2) 新たな企業や人材が進出しやすい環境を整えるなど、企業立地を促進します。

第4節 雇用環境の充実

現状と課題

- 近年の雇用情勢は有効求人倍率が高めに推移していますが、非正規雇用の求人が多いことや職種によっては求職者数と求人者数にかい離が見られます。
- 働く人一人ひとりが安心して生活できるよう、福利厚生など雇用環境の向上に努め、魅力ある雇用の場を創出することが課題です。
- 季節労働者の安定的雇用や、高齢者、障がい者の雇用の場の確保が求められています。

基本方針

- ◆ 企業誘致など新規事業の創出と立地企業の活性化を図るとともに、働きやすい魅力ある環境づくりを促進します。
- ◆ 季節労働者の通年雇用化や働く意欲のある高齢者等の就業機会の拡大を図り、安定と自立を基本とした雇用対策を促進します。

主要施策

- ◆ 雇用の拡大
- ◆ 勤労者福祉の充実





施策の方向性

1 雇用の拡大

- (1) 立地企業の育成や企業誘致に努めるとともに、関係機関と連携し、事業創設及び拡大による雇用創出を目指す事業者への支援を行い、雇用の場の拡大・確保を図ります。
- (2) 冬季間における就労の場の確保に努めるとともに、季節労働者が通年就労できるような事業者、季節労働者への支援を行います。
- (3) 高齢者の就業機会の拡大を図るとともに、関係機関と連携し、障がい者の雇用を促進します。

2 勤労者福祉の充実

- (1) 育児・介護休業制度の普及を通じ、子育てしやすい職場環境づくりや労働条件の改善、福利厚生事業の充実を促進します。
- (2) 勤労者の生活安定を図るため、勤労者福祉資金貸付制度を推進します。



第5節 地域性あふれる観光の発信

現状と課題

- 本町では、発祥の地であるパークゴルフをはじめ、ナウマン象記念館、キャンプ場、温泉宿泊施設、スキー場など一年を通して楽しめる観光資源があり、美しい自然環境のもと、ゆったりとした時間を過ごすことができ、観光・交流の面で潜在的な可能性を秘めています。
- 本町は、高速道路網の整備に伴い、札幌圏からの日帰り観光が可能になったほか、とち帯広空港からも車で30分の近距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた環境にあります。
- 近年の観光ニーズは、自然、健康、体験など多様化や個性化の傾向を増しており、旅行形態も小グループや家族、個人旅行などが増加しています。
- SNSの普及により情報が国内外に広く発信され、海外からも多くの方が本町に訪れていることから、更なる滞在に向けた受入体制の整備、充実に努める必要があります。
- 幅広くきめ細かな観光情報を的確に提供するとともに、地域の観光資源を最大に生かしながら、産業間・業種間の連携や十勝圏域内の広域的な連携を進め、魅力ある観光づくりに取り組む必要があります。

後期見直し

- 本町では、発祥の地であるパークゴルフをはじめ、ナウマン象記念館、キャンプ場、温泉宿泊施設、スキー場など一年を通して楽しめる観光資源があり、美しい自然環境のもと、ゆったりとした時間を過ごすことができ、観光・交流の面で潜在的な可能性を秘めています。
- 本町は、高速道路網の整備に伴い、札幌圏からの日帰り観光が可能になったほか、とち帯広空港からも車で30分の近距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた環境にあります。
- 近年の観光ニーズは、自然、健康、体験など多様化や個性化の傾向を増しており、旅行形態も小グループや家族、個人旅行などが増加しています。
- SNSの普及により情報が国内外に広く発信され、海外からも多くの方が本町に訪れていることから、更なる滞在に向けた受入体制の整備、充実に努める必要があります。
- 幅広くきめ細かな観光情報を的確に提供するとともに、地域の観光資源を最大に生かしながら、産業間・業種間の連携や十勝圏域内の広域的な連携を進め、魅力ある観光づくりに取り組む必要があります。
- 十勝を周遊するサイクリングルートである「トカプチ400」が、令和3年に国のナショナルサイクリングルートに指定され、宿泊施設や観光施設でのサイクリスト受け入れ体制の整備が進んでいます。

基本方針

- ◆ 観光事業者、地域住民、行政が役割分担しながらパートナーシップ^{※56}に基づいて連携し、国内外からの観光客を受け入れる観光推進体制の整備を図ります。
- ◆ 豊かな自然に育まれた多様な地域資源を活用するとともに、その観光的価値を高めながら、「食べる、見る、遊ぶ、体験する」が可能な地域性あふれる観光地づくりを進めます。

※ 56 異なる主体が、共通の目的のために協働・連携した相互の信頼関係



主要施策

- ◆ 観光振興の体制づくり
- ◆ 地域資源を生かした魅力ある観光地づくり

施策の方向性

1 観光振興の体制づくり

- (1) 観光物産協会を中心として、地域住民、行政が連携し、国内外から訪れる観光客の滞在型観光を推進するため、観光客の受入体制の整備充実・強化を図ります。
- (2) 観光物産パンフレットの作成・配布、ホームページの活用のほか、SNSの活用や地域おこし協力隊など外部視点の導入による観光PRを推進します。

2 地域資源を生かした魅力ある観光地づくり

- (1) 時代とともに多様化・個性化する観光客のニーズの把握と効果的な誘客活動により、観光資源を最大限に活用した滞在型観光の推進と新たな観光資源の開発に取り組みます。
- (2) 商工会をはじめとして、農協や関係団体との連携を図り、地域住民を交えた魅力あるイベントづくりを進めます。
- (3) 町内外の観光物産イベントの出展などにより、農産物や加工品など地域の特色を生かした物産情報を広く発信するなど物産振興を促進します。
- (4) スキー場を活用した冬のアウトドア型観光^{※57}を推進します。

後期見直し

- (1) 時代とともに多様化・個性化する観光客のニーズの把握と効果的な誘客活動により、観光資源を最大限に活用した滞在型観光の推進と新たな観光資源の開発に取り組みます。
- (2) 商工会をはじめとして、農協や関係団体との連携を図り、地域住民を交えた魅力あるイベントづくりを進めます。
- (3) 町内外の観光物産イベントの出展などにより、農産物や加工品など地域の特色を生かした物産情報を広く発信するなど物産振興を促進します。
- (4) スキー場を活用した冬のアウトドア型観光^{※57}を推進します。
- (5) 国や道、近隣自治体など関係機関と連携し、地域特性を活かしたサイクリングルート¹の創出や受入体制の整備を推進します。

※ 57 屋外体験型観光

第2部 基本計画



第3章

人がいきいき住まいる

-
- 第 1 節 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進
 - 第 2 節 明るい長寿社会の実現
 - 第 3 節 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現
 - 第 4 節 地域における福祉活動の推進
 - 第 5 節 持続可能な社会保障制度の確立
 - 第 6 節 町民一人ひとりの健康づくり
 - 第 7 節 迅速かつ的確な消防・救急体制の確立
 - 第 8 節 町民の安全・安心を守る災害対応の充実
 - 第 9 節 交通安全と防犯体制の充実
 - 第10節 消費者の権利尊重と自立支援
 - 第11節 墓地環境と火葬場の整備
-

第1節 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

現状と課題

- 出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた未婚・非婚化や晩婚・晩産化に加えて、依然として厳しい出産前後の女性の就業継続や子育て世代の男性の長時間労働などにより、今後も少子化が一層進行する見通しが示されています。
- 核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加や子どもの貧困の深刻化などが進む中、子育てに対し不安を抱えている家庭が増えています。
- このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらも子育てできる環境の整備を行い、子どもの権利や最善の利益を考慮した、子育てを社会全体で支援していく必要があります。
- 本町では、平成29年度から妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対応したワンストップ窓口として「幕別町子育て世代包括支援センター」を設置しました。
- 認可保育所が5か所、へき地保育所が6か所、学童保育所が5か所ありますが、町内の年少人口は減少傾向にあるものの、近年、女性の就業機会の増大などにより保育ニーズの多様化や保育需要が増加している状況にあるため、保育サービスの拡充が必要になっています。

後期見直し

- 出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた未婚・非婚化や晩婚・晩産化に加えて、依然として厳しい出産前後の女性の就業継続や子育て世代の男性の長時間労働などにより、今後も少子化が一層進行する見通しが示されています。
- 核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加や子どもの貧困の深刻化などが進む中、家事や子育てに対する不安を抱えている家庭が増えており、児童虐待やヤングケアラーなど子どもへの影響が懸念されています。
- このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらも子育てできる環境の整備を行い、子どもの権利や最善の利益を考慮した、子育てを社会全体で支援していく必要があります。
- 本町では、平成29年度から妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対応したワンストップ窓口として「幕別町子育て世代包括支援センター」を設置しました。
- 認可保育所が5か所、へき地保育所が6か所、事業所内保育所が1か所、家庭的保育事業所が1か所、学童保育所が5か所ありますが、町内の年少人口は減少傾向にあるものの、近年、女性の就業機会の増大などにより保育ニーズの多様化や保育需要が増加している状況にあるため、保育サービスの拡充が必要になっています。



基本方針

- ◆ 子育て支援のための総合計画である「幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、きめ細やかな保育サービスの推進や男性も含めた子育てと仕事が両立できる環境を整備するとともに、子育ての経済的負担を軽減し、少子化対策を推進します。
- ◆ 「子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支えるまちづくりのため、子どもの支援に加え、子どもの育ちや学びを取り巻く全ての人及び団体に対する支援に努めます。
- ◆ 育児情報の提供、育児相談体制の整備などにより、子どもの基本的な生活の場である家庭での子育てを支援し、育児における親の孤立感や不安解消に努めます。
- ◆ 地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりとして、異世代間のふれあいを深める心豊かな交流事業の推進や地域における保育機能の整備・拡充など、子どもたちが健やかに育つ環境を整備するとともに、安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを進めます。

後期見直し

- ◆ 子育て支援のための総合計画である「幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、きめ細やかな保育サービスの推進や男性も含めた子育てと仕事が両立できる環境を整備するとともに、子育ての経済的負担を軽減し、少子化対策を推進します。
- ◆ 「子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、子どもの権利を保障し、子どもが安心して過ごせる環境づくりや心身の健やかな育ちを社会全体で支えるまちづくりのため、子どもの支援に加え、子どもの育ちや学びを取り巻く全ての人及び団体に対する支援に努めます。
- ◆ 育児情報の提供、育児相談体制の整備などにより、子どもの基本的な生活の場である家庭での子育てを支援し、育児における親の孤立感や不安解消に努めます。
- ◆ 地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりとして、異世代間のふれあいを深める心豊かな交流事業の推進や地域における保育機能の整備・拡充など、子どもたちが健やかに育つ環境を整備するとともに、安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを進めます。

主要施策

- ◆ 家庭・職場における子育てへの支援
- ◆ 保育施設・環境の整備
- ◆ 児童養護の充実
- ◆ 地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

施策の方向性

1 家庭・職場における子育てへの支援

- (1) 妊娠、出産、子育て期に係る相談、支援の強化を図るため、妊産婦訪問、検診などの母子保健事業、さらには子育て世代包括支援センターにおける相談体制を充実するとともに、出産、育児に関する知識・情報を提供することにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。
- (2) 全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、多子世帯や低所得者世帯の保育料の軽減等により、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。
- (3) 仕事と子育ての両立ができるよう事業所における育児・介護休業制度などの普及を図るとともに、男性、女性ともに制度を活用しやすい子育てにやさしい環境づくりを推進します。

2 保育施設・環境の整備

- (1) 保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、保育所の超過入所の解消や適正定員の確保に努めるとともに、施設の老朽化や保育需要に対応するため、認定こども園^{※58}をはじめ、小規模保育^{※59}、企業主導型保育事業^{※60}の活用などによる受け皿の整備を進めます。
- (2) 学童保育の指導員の確保を図るとともに、保育児童数の適正定員に基づく施設の整備を進め、学童保育のサービス維持に努めます。
- (3) 保育ニーズの多様化に対応し、休日保育や病児保育^{※61}などの新たな保育事業の拡充に努めます。

後期見直し

- (1) 保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、保育所の待機児童及び超過入所の解消や適正定員の確保に努めるとともに、施設の老朽化や保育需要に対応するため、認定こども園^{※58}をはじめ、小規模保育^{※59}、企業主導型保育事業^{※60}の活用などによる受け皿の整備を進めます。
- (2) 学童保育の指導員の確保を図るとともに、保育児童数の適正定員に基づく施設の整備を進め、学童保育のサービス維持に努めます。
- (3) 保育ニーズの多様化に対応し、休日保育や病児保育^{※61}などの新たな保育事業の拡充に努めます。

※ 58 幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設

※ 59 定員が6人から19人の少人数で行う保育

※ 60 認可外保育所で、企業のニーズに応じて、企業が設置・運営する保育所

※ 61 児童が病気の回復期に至っていない場合などにおいて、保育所等の専用スペースまたは専用施設で一時的に保育すること



3 児童養護の充実

- (1) 子どもたちが犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。
- (2) 保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、町民一人ひとりが児童養護に主体的に関われるよう意識啓発を図ります。
- (3) 貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないよう、子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況や生活環境、学校・家庭での過ごし方など、関係性の把握に努めます。

後期見直し

- (1) 子どもたちが犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。
- (2) 保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるほか、ヤングケアラーの実態把握に努め、必要な施策についての検討を行うとともに、町民一人ひとりが児童養護に主体的に関われるよう意識啓発を図ります。
- (3) 貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないよう、子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況や生活環境、学校・家庭での過ごし方など、関係性の把握に努めます。

4 地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

- (1) 子育て支援センターを中核施設として、子どもや保護者に交流の場を提供し、子育て情報を提供するとともに、相談などの充実に努めます。
- (2) ファミリー・サポート・センター事業^{※62}の制度普及を図るとともに、会員数を増やし、安定的、継続的な援助活動を行うことができる体制を整えます。
- (3) 地域住民が子育て（特に未就学児童）に関わり、地域社会全体で子育てを応援できる環境の整備を図るため、子育てボランティアの育成とその活動を支援します。
- (4) 子どもが自然とのふれあいや交流会、遊び体験などを通して情操が深まるような子育てを地域で担っていくことを促進します。

※ 62 同じ地域の町民同士が子育てを有償で援助する事業

第2節 明るい長寿社会の実現

現状と課題

- 本町の65歳以上の老年人口は、平成17年国勢調査で6,069人、平成22年が6,867人、平成27年が8,025人となっており、10年間で32.2%の高い伸びとなっています。
- 老年人口比率では、平成17年国勢調査時点で22.6%であったものが、平成22年には25.9%、平成27年には30.0%となり、高齢化が急速に進んでいます。
- 団塊の世代^{※63}が75歳以上となる2025（平成37）年に向けて、単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想され、今後、医療や介護の需要が大幅に増加する中で、様々な課題に対応する必要があります。
- 本町では、平成27年3月に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画～幕別町高齢者保健福祉ビジョン2015」を策定し、高齢者自らの選択、決定によって安心して住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、多様化する各種需要に対応できるよう地域包括支援センター機能の更なる充実が必要となっています。
- こうした中、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防の充実に努めています。
- 健康で生きがいのある充実した暮らしを確保するため、高齢者が社会活動に積極的に参加できる環境の整備が求められています。

後期見直し

- 本町の65歳以上の老年人口は、平成22年国勢調査で6,867人、平成27年が8,025人、令和2年が8,658人となっており、10年間で26.1%の高い伸びとなっています。
- 老年人口比率では、平成22年国勢調査時点で25.9%であったものが、平成27年には30.0%、令和2年には33.6%となり、高齢化が急速に進んでいます。
- 団塊の世代^{※63}が75歳以上となる2025（令和7）年に向けて、単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想され、今後、医療や介護の需要が大幅に増加する中で、様々な課題に対応する必要があります。
- 本町では、令和3年3月に「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画～幕別町高齢者保健福祉ビジョン2021」を策定し、高齢者自らの選択、決定によって安心して住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、多様化する各種需要に対応できるよう地域包括支援センター機能の更なる充実が必要となっています。
- こうした中、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防の充実に努めています。
- 健康で生きがいのある充実した暮らしを確保するため、高齢者が社会活動に積極的に参加できる環境の整備が求められています。

※63 第2次世界大戦後数年間のベビーブームに生まれた世代



基本方針

- ◆ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステム^{※64}の構築を進めます。
- ◆ 社会福祉協議会、医療・福祉法人、NPO法人、ボランティアなどとの連携により、在宅介護に対する支援や介護予防、施設利用などの必要なサービ

スが利用者に受けられやすい体制づくりを図ります。

主要施策

- ◆ 適切な介護サービスの提供
- ◆ 介護予防の充実
- ◆ 社会参加と生きがいのづくりの推進

施策の方向性

1 適切な介護サービスの提供

- (1) 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう在宅での介護を支援するとともに、必要な介護サービス基盤の整備を促進します。
- (2) 高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに、適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターの機能の充実を進めます。

2 介護予防の充実

- (1) 健康に対する自己管理意識の高揚を図り、高齢者自らが寝たきりや認知症の防止に向けた取組を身近なところで行えるよう、地域特性、ニーズに応じた介護予防を推進します。
- (2) 高齢者のスポーツ活動や運動教室を通じて健康を維持し、介護予防につなげます。
- (3) 高齢者の社会参加活動やボランティア活動を通じて、介護予防を推進します。

3 社会参加と生きがいのづくりの推進

- (1) 高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に参加できる「場」を提供するとともに、就労機会の提供や多様な交流機会の創出を支援することにより、地域貢献による充実感の醸成及び社会の構成員として自覚ができる機会の確保など、生きがいのづくりを進めます。

※ 64 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように地域がサポートし合う社会システム

第3節 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現

現状と課題

- 本町の障害者手帳保持者数は年々増加し、特に内部障がい、精神障がい、高次脳機能障がい^{※65}、発達障がいなどの外見からは分かりにくい障がいのある人が増えています。また、障がいのある人やその家族の高齢化が進んでいる現状にあり、将来、親が障がいのある子を支えられなくなったときの支援体制の整備が課題となっています。
- 障がいのある人を理解し、障がいの有無にかかわらず、互いの人格や個性を尊重し合い、ともに支え合う地域共生社会の推進が必要であります。
- 関係機関との連携を強化しながら、障がいの状態に応じた福祉サービスの充実や、就労の促進を図り、障がいのある人の自立と社会参加を促進する必要があります。
- また、国においては、「障がい児福祉計画」の策定を市町村の義務とし、障がい児への支援体制を計画的に構築することを求めています。
- 今後は、関係機関と連携し、乳幼児期から学齢期卒業までの一貫した切れ目のない支援に加え、関係機関の役割分担を明確にした重層的な支援体制の構築が重要となっています。

後期見直し

- 本町の障害者手帳保持者数は増加傾向にあり、特に内部障がい、精神障がい、高次脳機能障がい^{※65}、発達障がいなどの外見からは分かりにくい障がいのある人が増えています。また、障がいのある人やその家族の高齢化が進んでいる現状にあり、将来、親が障がいのある子を支えられなくなったときの支援体制の整備が課題となっています。
- 障がいのある人を理解し、障がいの有無にかかわらず、互いの人格や個性を尊重し合い、ともに支え合う地域共生社会の推進が必要であります。
- 関係機関との連携を強化しながら、障がいの状態に応じた福祉サービスの充実や、就労の促進を図り、障がいのある人の自立と社会参加を促進する必要があります。
- 障がい児の健やかな育成には、関係機関が連携した、乳幼児期から学齢期卒業までの一貫した切れ目のない支援が肝要であり、関係機関の役割分担を明確にした重層的な支援体制の構築が重要となっています。

基本方針

- ◆ 「幕別町障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人が自己選択、自己決定により、地域の中で自分が望む生活を送り、地域の一員として社会参加できる共生社会の構築を図るとともに、ライフステージ^{※66}ごとの適切な引継ぎと継続した支援の体制強化を図ります。

※ 65 病気や事故などが原因で脳が損傷され、思考・記憶・行為・言語などに障がいが見られた状態

※ 66 人が生まれてから死に至るまでの乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などそれぞれの段階



主要施策

- ◆ 安心した生活を送るためのサービスの充実
- ◆ 障がいのある人の自立した地域生活の支援
- ◆ 障がい者理解の推進

施策の方向性

1 安心した生活を送るためのサービスの充実

- (1) 障がいのある人が個々の能力や適性に応じ、自立した日常生活・安心した社会生活ができるよう、心身の状況に応じた各種福祉サービスの充実を図ります。
- (2) 障がいのある人やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

2 障がいのある人の自立した地域生活の支援

- (1) 障がいのある人が孤立することのないよう家族、ボランティア団体、地域などと連携して、地域で自立して暮らしていける体制づくりや社会適応訓練などを充実させ、社会参加を促進するとともに、住み慣れた地域で元気に暮らすことができるユニバーサルデザイン^{※67}の視点に立った環境を整備します。
- (2) 障がいのある人が就労を経験する機会を増やし、雇用する側の障がいに対する理解や体制づくりを支援するとともに、個々の能力に応じて働けるよう関係機関と連携し、雇用を促進します。
- (3) 特別支援学校^{※68}と連携し、職場体験の企業開拓と生徒の就労体験の場を提供し、就職へつなげるための支援を図ります。
- (4) 発達支援システムに基づき、発達の遅れや障がいのある児童の早期発見・早期療養体制の充実を図り、「気づきの段階」から切れ目のない一貫した支援を推進し、自立した生活ができるための支援体制の確立に努めます。

3 障がい者理解の推進

- (1) ノーマライゼーション^{※69}の理念の下、障がいに対する正しい知識と理解を進め、障がい者差別の解消や虐待防止の啓発を図るとともに、教育と福祉の連携による幼児期からの「障がい理解教育」の促進と交流及び啓発活動を推進します。

※67 障がいの有無、年齢、性別、国籍にかかわらず、あらゆる人々が利用しやすいようにデザインした製品・情報・環境。また、その考え方

※68 障がいのある人が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習又は生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校

※69 障がいのある人や高齢者などを特別に区別するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ当たり前であるという考え方

第4節 地域における福祉活動の推進

現状と課題

- 住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助の機能が低下している中、地域で暮らす高齢者、障がい者の中には、様々な問題に直面しながらその対応に不安を抱えている方が少なくありません。
- 家庭、地域コミュニティ、民間の各種事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、町民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。
- ひとり親家庭は、離婚や死別などにより経済的、社会的、精神的にも不安定な状況が生じやすいことから、子どもの発育に大きな影響を及ぼすことも少なくありません。
- ひとり親家庭が安心した生活ができるよう現状の把握をし、貧困の連鎖に陥らないよう自立促進に向け、相談機能の充実や各種制度の情報提供が必要であります。
- アイヌの人たちが今後とも社会的、経済的地位の向上による生活の安定と福祉の向上が図られるよう、相談体制や生活環境の改善を推進する必要があります。

後期見直し

- 住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助の機能が低下している中、地域で暮らす高齢者、障がい者の中には、様々な問題に直面しながらその対応に不安を抱えている方が少なくありません。
- 家庭、地域コミュニティ、民間の各種事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、町民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。
- ひとり親家庭は、離婚や死別などにより経済的、社会的、精神的にも不安定な状況が生じやすいことから、子どもの発育に大きな影響を及ぼすことも少なくありません。
- ひとり親家庭が安心した生活ができるよう現状の把握をし、貧困の連鎖に陥らないよう自立促進に向け、相談機能の充実や各種制度の情報提供が必要であります。
- ひきこもりを始めとした社会的孤立、介護と子育てのダブルケアなど「困りごと」の事情が複雑化・複合化しており、世代や分野にかかわらず、生活に困難を抱えた方からの相談を包括的に受け止める体制の構築が重要となっています。
- アイヌの人たちが今後とも社会的、経済的地位の向上による生活の安定と福祉の向上が図られるよう、相談体制や生活環境の改善を推進する必要があります。



基本方針

- ◆ 町民の福祉に対する意識を高めるとともに、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となり、ともに支え合い、心通い合う社会福祉の形成を図ります。
- ◆ 生活困窮に陥りがちなひとり親家庭や低所得者世帯に対し、自立に向けた支援に努めます。

後期見直し

- ◆ 町民の福祉に対する意識を高めるとともに、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となり、ともに支え合い、心通い合う社会福祉の形成を図ります。
- ◆ 生活に困難を抱えた方に対し、自立に向けた支援に努めます。

主要施策

- ◆ 町民の福祉意識の高揚
- ◆ 地域で支え合う福祉の推進
- ◆ ひとり親家庭の福祉の推進
- ◆ 低所得者福祉の推進
- ◆ アイヌの人たちへの福祉の推進

後期見直し

- ◆ 町民の福祉意識の高揚
- ◆ 地域で支え合う福祉の推進
- ◆ ひとり親家庭の福祉の推進
- ◆ 生活に困難を抱えた方の福祉の推進
- ◆ アイヌの人たちへの福祉の推進

施策の方向性

1 町民の福祉意識の高揚

- (1) 町民一人ひとりがともに支え合い、安心して生活することができる福祉意識の高揚を図るため、家庭、地域、福祉団体、行政などが連携し、情報の提供など幅広い取組を展開します。
- (2) 町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉に関する教育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成、確保を図ります。

2 地域で支え合う福祉の推進

- (1) 身近な地域における福祉活動を円滑に取り組むことができるよう、社会福祉協議会などと連携を図りながら地域福祉のネットワークづくりを進め、家庭、地域、地域サロン^{※70}、福祉団体、行政などが一体となったきめ細やかな地域福祉活動を推進します。
- (2) 民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、相談機能の充実を推進します。

3 ひとり親家庭の福祉の推進

- (1) ひとり親家庭が、生活の自立と安定を保ち、貧困の連鎖を防ぐための就労支援や総合的支援の取組を進め、安心して子どもの養育が行えるよう相談や指導助言などの充実努めます。
- (2) 国などのひとり親家庭支援制度の有効活用を図るとともに、情報提供に努めます。

※ 70 地域の人同士のつながりを深める自主活動の場



4 低所得者福祉の推進

- (1) 自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を推進します。

後期見直し

4 生活に困難を抱えた方の福祉の推進

- (1) 生活に困難を抱えた方の自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関と連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を推進します。
- (2) ひきこもり当事者の居場所づくりや社会参加の機会を提供するなど、社会復帰に向けた支援に努めます。

5 アイヌの人たちへの福祉の推進

- (1) 住宅新築など資金制度の活用による居住環境の整備を促進します。
- (2) アイヌの人たちが今後も安定した生活が営まれるよう、相談体制の充実に努めます。
- (3) 生活館を核とした地域活動を促進します。

第5節 持続可能な社会保障制度の確立

現状と課題

- 国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く、医療水準も高い一方で、低所得者が多いことから財政運営が不安定になるといった構造的な課題の解決に向け、平成30年度から都道府県が市町村とともに共同保険者となり、都道府県が財政運営の責任主体として安定的な運営を目指すこととなります。平成20年度から創設された後期高齢者医療制度においては、今後、団塊世代の加入による被保険者数の増加に伴って、さらに医療費の増加が見込まれるところです。いずれの制度も持続可能な医療保険制度として、安定的かつ持続的に運営できるよう関係機関と連携した取組を推進する必要があります。
- 介護保険制度については、介護サービスを利用する高齢者が年々増加しており、介護給付費用も年々増加している状況にあります。制度の持続確保を図るためには、高齢者の自立支援や要介護状態等になることの予防が重要です。
- 社会保障の大きな柱の一つである年金制度については、適切な年金受給権の確保を図り、安心した老後を送れることが望まれます。
- 高齢化が急激に進行する一方で、少子化の影響などにより、年金受給世代を支える若者世代の減少傾向が顕著になってきていることから、給付水準と保険料負担のバランス確保が制度の長期的安定を図る上で重要な課題となっています。

後期見直し

- 国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く、医療水準も高い一方で、低所得者が多いことから財政運営が不安定になるといった構造的な課題の解決に向け、平成30年度から北海道が市町村とともに共同保険者となり、北海道が財政運営の責任主体として安定的な運営を行っております。平成20年度から創設された後期高齢者医療制度においては、今後、団塊世代の加入による被保険者数の増加に伴って、さらに医療費の増加が見込まれるところです。いずれの制度も持続可能な医療保険制度として、安定的かつ持続的に運営できるよう関係機関と連携した取組を推進する必要があります。
- 介護保険制度については、介護サービスを利用する高齢者が年々増加しており、介護給付費用も年々増加している状況にあります。制度の持続確保を図るためには、高齢者の自立支援や要介護状態等になることの予防が重要です。
- 社会保障の大きな柱の一つである年金制度については、適切な年金受給権の確保を図り、安心した老後を送れることが望まれます。
- 高齢化が急激に進行する一方で、少子化の影響などにより、年金受給世代を支える若者世代の減少傾向が顕著になってきていることから、給付水準と保険料負担のバランス確保が制度の長期的安定を図る上で重要な課題となっています。



基本方針

- ◆ 全ての町民が安心して豊かな生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら、国民健康保険制度、介護保険制度の健全な運営に努めるとともに、安心できる年金制度の維持・普及を図ります。

主要施策

- ◆ 国民健康保険事業等の健全な運営
- ◆ 介護保険事業の健全な運営
- ◆ 国民年金制度の普及・啓発

施策の方向性

1 国民健康保険事業等の健全な運営

- (1) 保険税収納率の向上やレセプト^{※71}点検の適正化により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 特定健診^{※72}・特定保健指導^{※73}など保健事業を実施し、医療費の抑制に取り組みます。
- (3) 北海道及び北海道後期高齢者医療広域連合との連携により、制度の周知と適切な運用に努めます。

2 介護保険事業の健全な運営

- (1) 保険料収納率の向上や介護給付の適正化により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 各種団体との連携を深め、介護予防を重視したサービスの充実と質の向上を図ります。
- (3) 介護保険制度の一層の周知に努めます。

3 国民年金制度の普及・啓発

- (1) 町民の適切な年金受給権の確保を促進するため、日本年金機構と協力・連携し、正確な国民年金制度の普及・啓発を図ります。

※ 71 医療機関が保険者に請求する医療報酬の明細書

※ 72 生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までを対象にメタボリックシンドロームに着目した健診

※ 73 特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果多く期待できる方に対し、保健師や栄養士等がサポートすること

第6節 町民一人ひとりの健康づくり

現状と課題

- 急速に進む少子・高齢化、疾病構造の変化、医師不足など保健・医療を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 食生活をはじめとする生活習慣や生活環境の変化に伴い、健康リスクが増大するとともに、地域社会においては人間関係の希薄化による疎外感や孤立感の高まりなど、精神的ストレスを蓄積しやすくなっており、メンタルヘルス^{※74}不調を起こしやすい状況です。
- 高齢化の進展に伴って、循環器疾患や認知機能低下等で日常生活に介護の必要な高齢者の増加も課題となっています。
- 検診の充実と受診率の向上による早期発見、早期治療の2次予防のみならず、健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する1次予防を進めていく必要があります。
- 各種教室の開催や健康に関する個別の相談、教育、指導業務を通して、町民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことの大切さを普及していくことが求められています。
- こうしたことから、医療、保健及び教育との連携を図り、子どもから高齢者までの総合的な保健サービスが提供できる体制を確立するとともに、初期診療から高度専門医療までの広範囲なニーズに的確に対応する保健医療体制の充実が必要となっています。

基本方針

- ◆ 「まくべつ健康21」に基づき、健診体制の充実と健康づくりの取組により、疾病の早期発見・治療に努め、健康寿命の延伸を図るとともに、町民一人ひとりが自らの心と体の健康管理を適切に行うための情報提供と意識の向上を図ります。

主要施策

- ◆ 保健予防活動の充実
- ◆ 地域保健医療体制の充実
- ◆ 健康づくりと疾病予防

※74 心の健康



施策の方向性

1 保健予防活動の充実

- (1) 生活習慣病予防のため健診機会の提供や受診率の向上を図るとともに、健診後の保健指導や相談を充実し、町民が生涯にわたり心身の健康を確保できるように、ライフステージに対応した保健予防活動を推進します。
- (2) がんなどの疾病の早期発見・早期治療のため検診体制を整備し、各種検診の受診率向上を図るとともに、疾病予防と検診受診の重要性の普及・啓発を図ります。

2 地域保健医療体制の充実

- (1) 町民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、広域的な医療機関との連携をしながら、地域の救急・医療体制の確保と環境の整備充実を図ります。

3 健康づくりと疾病予防

- (1) 町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、身体や心の健康に関する相談事業をはじめ、食生活の改善、運動習慣の定着などの知識普及・啓発を図ります。
- (2) 健康づくりのための地区組織育成と自主的活動を促進します。

第7節 迅速かつ的確な消防・救急体制の確立

現状と課題

- 近年の災害は、複雑多様化及び大規模化する傾向を示しているとともに、高齢化の進行などにより、救急業務が増加するなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 町民の安全確保を図るためには、迅速かつ適切な消防活動の充実とともに、災害から身を守るため、一人ひとりの防災意識を高めることが求められています。
- 地域の安心安全を守るためには、消防団員は欠かせない存在であり、魅力ある消防団となるよう、今後とも団員の確保に努めていくことが必要となっています。
- 救急業務については、救急救命士の薬剤投与、気管挿管・処置拡大など、高度救命活動に対応した研修の計画的な実施とともに、救急隊員の資質の向上を図っていくことが必要です。
- 消防力強化と住民サービスの維持・向上を図るため、とちち広域消防事務組合による効果的な消防体制と効率的な組織運営が求められています。
- 老朽化した消防施設や消防水利^{※75}は、それぞれの更新基準に基づき、計画的に整備を推進することが必要となっています。

基本方針

- ◆ 町民の生命身体及び財産を守る責務を十分に果たすため、迅速かつ効率的・効果的な消防体制の充実を図り、十勝圏における消防行政の円滑な運営を確保します。
- ◆ とちち広域消防局による「消防施設等整備計画」に基づき、消防力の充実強化を図るとともに、指揮体制・安全管理体制の確立、教育訓練の充実による職員の資質の向上など、町民の安心安全な暮らしを支えます。

主要施策

- ◆ 消防体制の充実強化
- ◆ 救急体制の充実

※ 75 火災などが起きた際に、消防用水として消火活動に使用する消火栓や防火水槽等の設備



施策の方向性

1 消防体制の充実強化

- (1) 消防広域化による組織力を最大限生かし、災害地点への直近の消防署からの出動など、市町村区域を越えた消防活動を通じ、救命率の向上等住民サービスの更なる向上を図ります。
- (2) とちぎ広域消防局が保有する消防力・人員で、大規模災害・活動時間の長期化などへの災害対応力の強化を図ります。
- (3) 特殊な災害に対応する車両や資機材については、重複投資を避け、とちぎ広域消防局で計画的かつ効率的な整備をします。
- (4) 防火・防災意識を啓発し、高齢者や障がい者等の災害弱者に対する防火対策や、町内会や自主防災組織、事業所が行う消防訓練の支援を行いながら、地域の防災力の充実を図ります。
- (5) 地域消防力の中核を担う消防団員の確保に向け、訓練・演習などの消防団活動に対する理解と普及を促進するとともに、消防団員の装備の充実を図り、安全で円滑な災害活動に努めます。
- (6) 消火栓や防火水槽などの更新・整備を計画的に進め、消防水利の保全に努めます。

「公区」を「町内会」に変更

2 救急体制の充実

- (1) 医療機関との連携を強化し、資機材の整備と教育訓練に努め、高度化する救急業務を適切に行える救急救命士の養成など救急救命体制の充実を図ります。
- (2) 学校や事業所のほか、広く町民を対象にした応急手当講習会を行い、応急処置や心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動器）^{※76}の使用方法などの救急処置の普及を推進します。

※ 76 Automated External Defibrillator の略。けいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動、心室頻拍等）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器

第8節 町民の安全・安心を守る災害対応の充実

現状と課題

- 本町では、地震、火災、水害などの災害対策として、「幕別町地域防災計画」により、広域的な防災体制を確立しています。
- 万一の武力攻撃や大規模テロなどの際に、国や北海道、関係機関と連携し、「幕別町国民保護計画」に基づき、町民に対し迅速に警報の伝達と避難誘導を行うための即応体制を構築する必要があります。
- 大規模災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での自主的な活動が重要となることから、日ごろから町民の防災意識の醸成に努め、相互の協力体制を構築しておくなどの備えが必要であります。
- このため、災害時に迅速に対応できる危機管理体制の強化と災害に備えた情報網の整備、防災用資機材などの確保、さらには防災訓練の実施など、常に災害に備えて万全を期す必要があります。

基本方針

- ◆ 地域住民や国、道、警察、企業など様々な関係機関との連携を図り、防災体制を整備するとともに、地域における自主防災組織づくりを進めます。

主要施策

- ◆ 災害に強いまちづくり
- ◆ 防災体制の充実
- ◆ 業務継続計画（BCP）の策定
- ◆ 自主防災組織の育成

後期見直し

- ◆ 災害に強いまちづくり
- ◆ 防災体制の充実
- ◆ 業務継続計画（BCP）の継続的な改善
- ◆ 自主防災組織の育成

施策の方向性

1 災害に強いまちづくり

- (1) 長期的視点に立った公共施設やインフラ施設^{※77}の適正な維持管理・更新を進めます。
- (2) 水害や地震などの災害事象ごとに対応できる避難所の確保と必要に応じた整備を進めます。
- (3) ICTの発展による新たな情報伝達手段の導入など、多様な情報伝達手段の確保により、効果的かつ確実な情報伝達システムの構築を図ります。

※77 国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設

※78 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関連施設の位置等を表示した地図

※79 高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災対策において特に配慮を要する方のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で避難等に特に支援を要する方

※80 Business Continuity Planの略。事業が存続できなくなるリスクを事前に分析・想定し、継続に必要な最低限の業務や復旧時間と対応策等を定めた包括的な行動計画



2 防災体制の充実

- (1) 「幕別町地域防災計画」や「ハザードマップ^{※78}」は、必要に応じて随時見直しを行います。
- (2) 町民自らが災害情報を収集し、災害から身を守るために迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発を図ります。
- (3) 避難場所・避難所の周知を図り、自主防災組織などと連携した避難誘導體制の充実に努めるとともに、民生委員、地域住民、福祉施設の管理者などと連携し、避難行動要支援者^{※79}への対応を図ります。
- (4) 非常用食糧や生活物資などの備蓄品目の計画的な確保を推進し、町民に迅速に提供できる体制を強化するとともに、各家庭において、食料や飲料水などの備蓄を促進していく家庭内備蓄の必要性について啓発を図ります。
- (5) 災害時における救助及び医療など、総合的な応急対策を強化し、不足物資の調達体制を確保するため、行政機関や公的機関、各種民間団体等との災害時応援協定の締結を推進します。
- (6) 地域における防災訓練の実施により、町民の災害への備えを促進します。
- (7) 万一の武力攻撃、大規模テロなどの際には、「国民保護法」及び「幕別町国民保護計画」に基づき、町民に迅速に警報の伝達と避難誘導を行い、町民の安全を図るとともに、国及び北海道と連携して、国民保護措置に関する啓発や武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等について啓発します。

3 業務継続計画（BCP）の策定

- (1) 災害時において、災害応急対策業務や必要な通常業務、復旧・復興業務を円滑に行うため、業務継続計画（BCP）を策定します。

後期見直し

3 業務継続計画（BCP）^{※80}の継続的な改善

- (1) 業務継続計画の適切な運用等を図るため、訓練等の実施や検証を通じて、新たな課題の洗い出しや非常時優先業務の見直しなど、課題の解消に向け、必要な改善を加えるとともに内容の充実化を図り、継続的に災害対応力の向上を目指します。

4 自主防災組織の育成

- (1) 災害時の被害を最小限に抑えるために地域住民による組織的な協力、防災行動が極めて重要な役割を果たすことから、町内会単位など、地域における自主防災組織の育成と防災計画の策定を促進します。
- (2) 平常時の防災活動の実施、災害時の町民把握あるいは避難行動を考慮し、町が指定する避難所の町内会相互の連携のため、避難所地域ごとに「地域防災連絡協議会」の設置を図ります。

「公区」を「町内会」に変更

第9節 交通安全と防犯体制の充実

現状と課題

- 飲酒運転や高齢ドライバーの運転操作ミスなどによる重大事故の多発により、交通犯罪が社会問題として大きく取りあげられ、その根絶に向けた取組が強化されています。
- 今後も、高齢ドライバーがさらに増加することが予想され、交通事故の増加も懸念されます。
- 交通事故から町民を守るため、子どもから高齢者まで幅広く交通安全教育を実施するとともに、警察・行政・各種団体が相互に連携し、安全な環境づくりに取り組む必要があります。
- 最近の犯罪は、巧妙な特殊詐欺やサイバー犯罪^{※81}など、子どもや女性、高齢者などが被害者となるケースが増加しています。
- 防犯体制については、幕別町生活安全推進協議会が中心となり、地域や警察、関係機関、団体との連携を強化し、誰もが犯罪を起こさない、犯罪に巻き込まれないような活動を進めていく必要があります。

基本方針

- ◆ 交通事故に対する調査分析、交通安全意識の高揚、交通環境の整備をはじめ、警察、行政、団体などが相互に連携し、総合的かつ計画的な交通安全対策に取り組めます。
- ◆ 犯罪のない明るい地域社会を実現するため、地域住民や警察をはじめ、関係機関、団体との連携を強化し、防犯意識の高揚を図るとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主要施策

- ◆ 交通安全思想の普及
- ◆ 交通安全施設の整備
- ◆ 防犯体制の充実
- ◆ 自主防犯活動の促進
- ◆ 街路灯の整備

※ 81 インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象にした犯罪等の情報技術を利用した犯罪



施策の方向性



1 交通安全思想の普及

- (1) 街頭啓発や交通安全教室などの開催により、交通安全対策を進めるとともに、子どもから高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を推進します。
- (2) 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、生活安全推進協議会をはじめ関係機関や団体などと連携し、町民の交通安全街頭指導への積極的な参加を促進し、交通安全運動を継続的に展開します。
- (3) 高齢ドライバーに対して、交通事故の恐ろしさや事故原因を周知するとともに、積極的に交通安全教室を開催します。

後期見直し

- (1) 街頭啓発や交通安全教室などの開催により、交通安全対策を進めるとともに、子どもから高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を推進します。
- (2) 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、生活安全推進協議会をはじめ関係機関や団体などと連携し、町民の交通安全街頭指導への積極的な参加を促進し、交通安全運動を継続的に展開します。
- (3) 高齢ドライバーに対して、交通事故の恐ろしさや事故原因を周知するとともに、積極的に交通安全教室を開催するほか、運転免許証の自主返納を推進します。

2 交通安全施設の整備

- (1) 交通事故に関する調査分析を行うとともに、交通事故多発地点を中心に、交差点改良、歩道の設置、信号機の設置要望など関係機関と協力し、子どもたちや高齢者などが安全に通行できる交通安全施設の整備を図ります。

3 防犯体制の充実

- (1) 幕別町生活安全推進協議会や地域、警察などの関係機関・団体との連携強化を推進し、防犯体制の充実を図ります。
- (2) 青少年の非行防止と有害環境の浄化活動や、長寿社会に対応した高齢者の犯罪被害防止活動の推進を図ります。

4 自主防犯活動の促進

- (1) 防犯メールを活用するほか、各種会議、広報紙、学校などにおいて犯罪情報の提供を行います。

後期見直し

- (1) 防犯メールを活用するほか、各種会議、広報紙、SNS、学校などにおいて犯罪情報の提供を行います。

5 街路灯の整備

- (1) 夜間における住民生活の安全を確保するため、町内会と連携して防犯灯の適正配置並びに老朽化に伴う更新を進めます。
「公区」を「町内会」に変更

第10節 消費者の権利尊重と自立支援

現状と課題

- 訪問販売や通信販売、インターネットを利用した悪質商法などによる従来からの被害・トラブルに加え、主に高齢者を標的とした振り込め詐欺は、手口が巧妙化し、依然として収まる傾向になく、大きな社会問題となっています。
- インターネットをはじめとした高度情報通信社会の進展など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、契約トラブルをはじめ消費者問題は複雑化、多様化しており、年齢にかかわらず誰もが被害者になる可能性があります。
- 消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、消費者市民社会^{※82}の形成に参画することの重要性を理解し、関心を深めるための消費者教育を推進していくとともに、消費者被害の未然防止及び適切な救済を図ることが必要になっています。

後期見直し

- 訪問販売や通信販売、インターネットを利用した悪質商法などによる従来からの被害・トラブルに加え、主に高齢者を標的としたオレオレ詐欺や還付金詐欺といった特殊詐欺は、手口が巧妙化し、依然として収まる傾向になく、大きな社会問題となっています。
- インターネットをはじめとした高度情報通信社会の進展など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、契約トラブルをはじめ消費者問題は複雑化、多様化しており、年齢にかかわらず誰もが被害者になる可能性があります。
- 民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、これによって、契約の知識や社会経験の少ない若年者の消費者トラブルの増加が懸念されます。
- 消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、消費者市民社会^{※82}の形成に参画することの重要性を理解し、関心を深めるための消費者教育を推進していくとともに、消費者被害の未然防止及び適切な救済を図ることが必要になっています。

基本方針

- ◆ 町民が消費生活にかかわるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるように消費生活センターの活用を促進し、消費者の意識向上と消費生活の安定を図ります。

主要施策

- ◆ 消費者の保護
- ◆ 消費者の自立支援

※ 82 消費者一人ひとりが、自分だけでなく、周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会



施策の方向性

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

1 消費者の保護

- (1) 消費者被害の防止及び適切な救済のため、消費生活センターの周知と充実を図るとともに、消費者被害防止ネットワークにより関係機関との連携、情報交換に取り組みます。

後期見直し

- (1) 消費者被害の防止及び適切な救済のため、消費生活センターの周知と充実を図るとともに、消費者被害防止ネットワークにより関係機関との連携、情報交換に取り組みます。
- (2) 若年者における消費者トラブルを未然に防ぐため、学校を通じた消費者啓発パンフレットの配布や消費生活センターによる学校訪問講座等の実施により、若年者への消費者教育の推進に取り組みます。

2 消費者の自立支援

- (1) 消費者が正しい知識や考え方を身に付けることができるよう、意識啓発を行うとともに、消費者団体の自主的活動を支援します。
- (2) 悪質商法の新たな手口や商品の安全性、消費者被害の未然防止など消費に関する情報提供の充実を図ります。

幕別町消費者被害防止 ネットワーク ニュース

オレオレ詐欺被害額 4.7倍！！

3億3200万円 過去5年で最悪

息子や孫を装って現金をだまし取る「オレオレ詐欺」の1～11月の盗内の被害額が前年の同月と比べて4.7倍の約3億3200万円に上り、過去5年で最悪だったことが最新のまとめでわかりました。

特殊詐欺の警戒心は広まっているが、銀行の手口を知っていても被害に遭うケースが目立ちます。「特殊詐欺には無縁から注意していた。電話機に注意書きも貼っていたのに」と昨年11月に被害300万円をだまし取られた被害者の70代女性の話が聞かれています。注意は「犯人は考ええる被害を与えないよう矢張り感に電話をかけたくなる。お金を要求する内容なら、本人や警察に確認を」と強調しています。もし不審な電話が来たら必ず家族や友人、消費生活センター、警察などに相談しましょう。



「特殊詐欺」防止を呼びかける活動を行いました！

昨年12月15日(金)、幕別町消費者被害防止ネットワークの構成組織のメンバー21名は、「消費者教育推進大使(候補)」に任命されているバクさんと共に、町内の志願機関やスーパーの店頭で消費者被害防止の啓発活動を行いました。

年金支給日に合わせて実施しました。メンバーバクさんは、のぞきながら、お話を伺う方に「振り込め詐欺などに気をつけてください」と呼びかけました。

今年も幕別町消費者被害防止ネットワークでは、構成団体の連携をより強めて、住民の皆さまを消費者被害から守る活動に取り組んでまいります。



第11節 墓地環境と火葬場の整備



現状と課題

- 本町では、11か所の墓地の貸付けを行っており、墓地区画の利用者の高齢化が進んでいることから、既存施設の整備を視野に入れるとともに、時代に対応した墓地の在り方を検討する必要があります。
- 火葬場は幕別町のほかに大樹町と共同で大樹町内に設置している火葬場があり、これらの施設はいずれも老朽化が進んでいます。

基本方針

- ◆ 既存墓地の整備を進めるとともに、時代に対応した墓地の在り方や老朽化してきている火葬場の長寿化を図り、建替えについても検討を進めます。

主要施策

- ◆ 墓地の整備
- ◆ 火葬場の整備

施策の方向性

1 墓地の整備

- (1) 既存墓地の適切な管理を行い、高齢者も利用しやすい良好な環境づくりを進めます。
- (2) 時代に対応した墓地の在り方について検討します。

2 火葬場の整備

- (1) 計画的に施設の改修を図るとともに、改築についても検討を進めます。

第2部 基本計画



-
- 第1節 豊かな人生を育む生涯学習の推進
 - 第2節 「生きる力」を育む学校教育の推進
 - 第3節 青少年の健全育成の推進
 - 第4節 芸術・文化活動の振興
 - 第5節 歴史的文化の保存・伝承
 - 第6節 健康づくりとスポーツ活動の振興
-

第4章

豊かな学びと文化、スポーツで住まいる

第1節 豊かな人生を育む生涯学習の推進

現状と課題

- 生涯学習は、町民が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育のほか、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など様々な場や機会において行われる広義の学習であり、生涯いつでも、自由に学習する機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の実現が求められています。
- 学校教育、社会教育はもとより、福祉や保健などあらゆる分野との連携が必要であり、「幕別町生涯学習中期計画」に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができる生涯学習施策を展開し、学習成果を生かすことができる「生涯学習社会」の充実を目指します。

基本方針

- ◆ 多種多様な学習機会を自己に適した手段、方法により自ら選択し、生涯にわたる学習活動を通じ、その学習効果が還元される総合的な環境づくりを進めます。
- ◆ 百年記念ホールや図書館をはじめとする生涯学習の拠点施設を有効活用するとともに、札内コミュニティプラザや町民会館、忠類コミュニティセンターなどの施設も活用し、各種事業や生涯学習講座の充実に取り組みます。

主要施策

- ◆ 学習プログラムの充実
- ◆ 情報提供の充実
- ◆ 指導者・団体の育成
- ◆ 学習・活動機会の充実
- ◆ 施設の機能充実
- ◆ 図書館機能の拡充

施策の方向性

1 学習プログラムの充実

- (1) 多様化・高度化する学習ニーズに応え、町民それぞれが自らに適した生涯学習の機会を得られるよう、ソフト・ハード両面の体制づくりに取り組みます。

2 情報提供の充実

- (1) 一人ひとりの多様な個性・能力を生かし、生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高められるよう、学習情報の効果的な発信に努めます。



3 指導者・団体の育成

- (1) 生涯学習において知識や技能を有する人材の発掘や指導者の育成・確保を図り、指導体制の維持、拡充に努めます。

4 学習・活動機会の充実

- (1) 地域の特性や年齢階層などを考慮した多様な講座の開設や実習、展示会の開催など様々な学習機会の提供を図るとともに、誰もが参加しやすい体制を設けることで生涯学習への関心を高めます。
- (2) 多様な学習サービスの質の保証・向上、学習成果の活用、学習活動を通じた地域活動の推進など活動機会の充実を図ります。

5 施設の機能充実

- (1) 百年記念ホールや札内コミュニティプラザ、町民会館、忠類コミュニティセンターなど生涯学習施設等の機能充実を図ります。

6 図書館機能の拡充

- (1) 住民参画による図書館事業を行うための人材育成を図るとともに、町民を主体とする「図書館アドバイザー会議」などにより、図書館の機能強化に努めます。
- (2) 住民ニーズをとらえた特色のある蔵書や図書企画展示の充実に努め、個性や魅力のある図書館づくりを進めます。
- (3) 子育てや保健、福祉など様々な分野と連携した事業を展開し、図書館を核とした知の拠点づくりに取り組みます。

後期見直し

- (1) 住民参画による図書館事業を行うための人材育成を図るとともに、町民を主体とする「図書館協議会」などにより、図書館の機能強化に努めます。
- (2) 住民ニーズをとらえた特色のある蔵書や図書企画展示の充実に努め、個性や魅力のある図書館づくりを進めます。
- (3) 子育てや保健、福祉など様々な分野と連携した事業を展開し、図書館を核とした知の拠点づくりに取り組みます。

第2節 「生きる力」を育む学校教育の推進

現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境は複雑多様化しており、社会変化に適切な対応が出来る児童生徒の育成と心の悩みを持つ児童生徒に対する教職員の資質の向上が求められています。
- 子どもたちのいじめ、不登校、ネットトラブル^{※83}等の未然防止を図るとともに、家庭、学校、地域社会が連携・協力を深め、早期発見・早期対応を行うことが大切です。
- 子どもたち一人ひとりが、個性豊かで伸びやかに育ち、豊かな感性を身に付け、より快適な学校生活を過ごすためには、本町の美しい自然環境や歴史・文化などを生かした教育を推進することが求められています。
- 本町には幼稚園2園、小学校9校、中学校5校、高等学校2校、特別支援学校1校があります。
- 町が設置する各学校等の状況に応じた計画的な学校施設の整備が求められています。
- 情報教育については、ICT環境の整備と教育内容の充実に向けたタブレットなど情報通信機器や校内LANなどの通信環境の整備が必要です。

後期見直し

- 子どもたちを取り巻く環境は複雑多様化しており、社会変化に適切な対応が出来る児童生徒の育成と心の悩みを持つ児童生徒に対する教職員の資質の向上が求められています。
- 子どもたちのいじめ、不登校、ネットトラブル^{※83}等の未然防止を図るとともに、家庭、学校、地域社会が連携・協力を深め、早期発見・早期対応を行うことが大切です。
- 子どもたち一人ひとりが、個性豊かで伸びやかに育ち、豊かな感性を身に付け、より快適な学校生活を過ごすためには、本町の美しい自然環境や歴史・文化などを生かした教育を推進することが求められています。
- 本町には幼稚園2園、小学校9校、中学校5校、高等学校1校、特別支援学校1校があります。
- 町が設置する各学校等の状況に応じた計画的な学校施設の整備が求められています。
- GIGAスクール構想により、全ての小中学校において高速大容量の校内通信ネットワーク環境及び児童生徒一人一台端末の整備を行ったことから、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、独創性を育む教育ICT環境の実現が求められています。
- 校務支援システムをはじめとしたICTの導入・運用により、授業準備や成績処理等の負担軽減による学校における働き方改革が求められています。

※83 インターネット上で生じる問題やいざこざ



基本方針

- ◆ 本町の教育目標である「郷土を愛し 自ら学び 心豊かに生きる人」の具現化を目指し、全ての児童生徒が、主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を自覚し、お互いの理解、協力を深めることができるよう連携を図ります。
- ◆ 一貫教育の推進により、子どもの発達等にに応じた柔軟で多様な教育の充実を図るとともに、地域の教育資源を活用し、郷土に誇りを持つ子どもを育みます。

主要施策

- ◆ 幼児教育の充実
- ◆ 小中学校教育の充実
- ◆ 教育施設の整備
- ◆ 高等学校教育・特別支援学校の支援

施策の方向性

1 幼児教育の充実

- (1) 異年齢保育や預かり保育、満3歳児保育の充実を図り、多様化するニーズに対応した幼児教育を実践し、幼児一人ひとりの健やかな成長を育む教育を推進します。
- (2) 幼稚園、保育所、小学校との交流連携を拡充し、共通理解を進め、連続性のある円滑な教育を推進します。
- (3) 就園奨励費補助事業や私立幼稚園入園料・保育料補助事業を実施し、幼稚園教育の振興や就園負担の公平化、保護者負担の軽減に努めます。
- (4) 教育環境を整えるとともに、教職員の研修を促進し、指導力の向上及び資質の向上に努めます。

後期見直し

- (1) 異年齢保育や預かり保育、満3歳児保育の充実を図り、多様化するニーズに対応した幼児教育を実践し、幼児一人ひとりの健やかな成長を育む教育を推進します。
- (2) 幼稚園、保育所、小学校との交流連携を拡充し、共通理解を進め、連続性のある円滑な教育を推進します。
- (3) 教育環境を整えるとともに、教職員の研修を促進し、指導力の向上及び資質の向上に努めます。

2 小中学校教育の充実

- (1) 学習指導要領に基づき、子どもたちが社会の一員として自立し、時代に対応した力を養うため、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスが取れた生きる力を育む教育を推進します。
- (2) 幕別町の産業や文化などをまとめた社会科副読本の授業での活用や、地域の自然体験学習を通して、郷土に対する愛着と理解を深める教育を推進します。
- (3) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用とともに、学校評価に取り組み、地域の力を学校運営に生かし、社会に開かれた学校経営を推進します。
- (4) 学校ICT環境の整備・活用を図り、高度情報化に対応した教育を推進します。
- (5) 「まくべつ教育の日」を中心に、社会に開かれた学校づくりを行うため、子どもを真ん中に地域住民等との連携・協力関係を深めた教育を推進します。
- (6) 支援を必要としている児童生徒が、適切な教育を受けられるよう関係機関と連携し、それぞれに応じた適切な学びを保障する特別支援教育を推進します。
- (7) 地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。
- (8) 教職員の研修を促進し、指導力の向上及び資質の向上に努めます。
- (9) いじめ、不登校、虐待などに適切に対応するため、教育相談体制を充実するとともに、学校・家庭・地域の連携を図ります。
- (10) 体験活動などを通じて、「食」に関する知識と正しい食習慣を身に付け、健全な成長を育む食育を推進します。
- (11) 安全な給食を提供するため、食器や機材などの更新整備を進めます。
- (12) 健やかな成長に資する給食の提供に努めるとともに、地域の食材を生かした給食の充実を図ります。
- (13) 小中学校が目指す子ども像を共有する義務教育9年間を通した小中一貫教育を推進し、ふるさとに誇りを持つ子どもを育みます。
- (14) 義務教育期間における保護者負担の軽減に努めます。



2 小中学校教育の充実

- (1) 学習指導要領に基づき、子どもたちが社会の一員として自立し、時代に対応した力を養うため、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスが取れた生きる力を育む教育を推進します。
- (2) 幕別町の産業や文化などをまとめた社会科副読本の授業での活用や、地域の自然体験学習を通して、郷土に対する愛着と理解を深める教育を推進します。
- (3) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用で、学校評価に取り組み、地域の力を学校運営に生かし、社会に開かれた学校経営を推進するとともに、各学園に地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動を推進することにより、地域とともにある学校づくりを進めます。
- (4) 学校ICT環境の整備・活用を図り、高度情報化に対応した教育を推進します。
- (5) 「まくべつ教育の日」を中心に、社会に開かれた学校づくりを行うため、子どもを真ん中に地域住民等との連携・協力関係を深めた教育を推進します。
- (6) 支援を必要としている児童生徒が、適切な教育を受けられるよう関係機関と連携し、それぞれに応じた適切な学びを保障する特別支援教育を推進します。
- (7) 地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。
- (8) 教職員の研修を促進し、指導力の向上及び資質の向上に努めます。
- (9) いじめ、不登校、虐待などに適切に対応するため、教育相談体制を充実するとともに、学校・家庭・地域の連携を図ります。
- (10) 体験活動などを通じて、「食」に関する知識と正しい食習慣を身に付け、健全な成長を育む食育を推進します。
- (11) 安全な給食を提供するため、食器や機材などの更新整備を進めます。
- (12) 健やかな成長に資する給食の提供に努めるとともに、地域の食材を生かした給食の充実を図ります。
- (13) 小中学校が目指す子ども像を共有する義務教育9年間を通した小中一貫教育を推進し、ふるさとに誇りを持つ子どもを育みます。
- (14) 義務教育期間における保護者負担の軽減に努めます。

3 教育施設の整備

- (1) 幼児・児童・生徒の推移など長期展望に立って、施設規模の適正化及び適正配置を検討し、学校施設の計画的な整備・改修を推進します。
- (2) 教職員の居住動向を勘案し、教職員住宅の改修整備を行います。

4 高等学校教育・特別支援学校の支援

- (1) 各学校の特色を生かした魅力ある学校づくりについて、支援を行うとともに、義務教育課程との連携を図ります。
- (2) 社会に開かれた学校づくりを推進するため、高校版学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入に向けて、学校設置者と協議します。
- (3) 特別支援学校の教育活動について、地域や関係団体等が一体となり、支援を行います。
- (4) 経済的理由により就学が困難な生徒を支援します。





第3節 青少年の健全育成の推進



現状と課題

- 次代を担う青少年が豊かな人間性を育み、自他ともにかげがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員として自覚し、自ら進んで社会参加ができる健全な社会人として成長するよう、家庭・学校・地域などが連携して青少年の健全育成を推進していく必要があります。

基本方針

- ◆ 未来を担う青少年が心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

主要施策

- ◆ 青少年の健全育成

施策の方向性

1 青少年の健全育成

- (1) 家庭教育に関する学習機会を充実し、家庭内の教育力の向上を目指します。
- (2) 自然体験やボランティア活動など多様な経験を通し、豊かな人間性を育てます。
- (3) 家庭、地域、学校、関係機関の連携を図り、「幕別町PTA連合会」や「幕別町児童生徒健全育成推進委員会」のほか、子ども会などの活動に対して支援を行い、青少年の健全育成を推進します。





第4節 芸術・文化活動の振興

現状と課題

- 音楽、美術、演劇、映画などの芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要です。
- 芸術・文化活動の発表・交流の場の提供などへの支援や多様な芸術・文化の振興を図っていくことが必要となっています。

基本方針

- ◆ 国内外の優れた芸術文化に接し、体感できる鑑賞機会などの提供や自主的な活動による芸術文化の振興と豊かな情操の育成を図ります。

主要施策

- ◆ 芸術・文化活動の支援と人材育成
- ◆ 芸術・文化事業の推進
- ◆ 芸術・文化鑑賞機会の拡充

施策の方向性

1 芸術・文化活動の支援と人材育成

- (1) 文化・芸術に関する学習の成果を発表・鑑賞する機会を提供する文化協会や町民芸術劇場などの団体を支援し、リーダーの育成とともに自主的な活動を促進します。
- (2) 芸術・文化活動が積極的に展開されるよう、本町の芸術・文化の拠点的施設である「百年記念ホール」をはじめ、公共施設の活用を図ります。

2 芸術・文化事業の推進

- (1) 町出身の芸術家や芸術・文化を愛する町民の作品等を発表する機会を設けるなど、芸術・文化のさらなる振興発展を促進します。

3 芸術・文化鑑賞機会の拡充

- (1) 子どもや初心者にも配慮した文化講座、教室を開催するとともに、町民が生涯を心豊かに過ごすため、優れた芸術・文化を体感できる鑑賞機会の提供に取り組みます。



第5節 歴史的文化の保存・伝承



現状と課題

- 本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料と、その情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、収集・保存事業とともに、郷土文化資料を通じて、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、特に次代を担う子どもたちがふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要です。
- 現在、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示しているふるさと館や蝦夷文化考古館は、施設の老朽化が進んでいることから整備が必要となっています。
- アイヌ文化に関しては、平成9年度に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の制定により、総合的な政策が推進されてきており、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現が望まれています。
- 昭和44年に発見されたナウマン象化石骨は、世界的にも貴重な資料であり、その復元骨格標本や発掘資料などをナウマン象記念館に展示し、現在も多くの人に注目されています。
- ナウマン象の歴史、埋蔵文化財、アイヌ文化、開拓以来の歴史・文化など保存・伝承すべき有形、無形の貴重なふるさとの資源が豊富にあり、これらを後世に伝えていくことが求められています。

後期見直し

- 本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料と、その情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、収集・保存事業とともに、郷土文化資料を通じて、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、特に次代を担う子どもたちがふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要です。
- 現在、ふるさと館及び蝦夷文化考古館では、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示しており、また、蝦夷文化考古館及び千住生活館は、本町のアイヌ施策を推進する中で重要な役割を担っている施設ではありますが、どの施設も老朽化が著しく、収蔵されている資料の保存修復や、アイヌ文化の伝承活動、情報発信の拠点整備が急務となっています。
- アイヌ文化に関しては、平成31年度に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の制定により、総合的な政策が推進されてきており、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現が望まれています。
- 昭和44年に発見されたナウマン象化石骨は、世界的にも貴重な資料であり、その復元骨格標本や発掘資料などをナウマン象記念館に展示し、現在も多くの人に注目されています。
- ナウマン象の歴史、埋蔵文化財、アイヌ文化、開拓以来の歴史・文化など保存・伝承すべき有形、無形の貴重なふるさとの資源が豊富にあり、これらを後世に伝えていくことが求められています。

基本方針

- ◆ 本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集・保存、展示しているふるさと館や蝦夷文化考古館、世界的にも貴重な資料を展示しているナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かし、郷土の歴史や文化の保存・継承を図ります。

後期見直し

- ◆ 本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集・保存、展示しているふるさと館と特に老朽化の著しい蝦夷文化考古館及び千住生活館に代わり施設整備が計画されているアイヌ文化情報の発信拠点となる多機能型交流施設、世界的にも貴重な資料を展示しているナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かし、郷土の歴史や文化の保存・継承を図ります。

主要施策

- ◆ 施設の充実
- ◆ 歴史的文化の保存・継承と活用
- ◆ アイヌ文化の保存振興と理解の促進

後期見直し

- ◆ 施設の充実
- ◆ 歴史的文化の保存・継承と活用
- ◆ アイヌ民族が尊重される地域社会の実現及びアイヌ文化の保存振興と理解の促進





施策の方向性

1 施設の充実

- (1) 歴史的資料を適切に保存し、公開施設の整備・改修等、充実を図ります。

2 歴史的文化の保存・継承と活用

- (1) 地域文化の保存と伝承を担う人材の育成を支援するとともに、本町の歴史を伝承する活動の充実を図ります。
- (2) 各種の資料をテーマに沿って展示・公開し、児童生徒や町民に郷土の歴史に触れる機会を設けるとともに、専門的知識を有する人材の活用・育成を図ります。

3 アイヌ文化の保存振興と理解の促進

- (1) アイヌ民族の歴史・文化などの調査研究を進め、その保存・伝承活動を支援します。
- (2) 町民がアイヌの人々や文化について理解を深めるため、学習機会の提供に努めます。

後期見直し

3 アイヌ民族が尊重される地域社会の実現及びアイヌ文化の保存振興と理解の促進

- (1) アイヌ民族の歴史・文化などの調査研究を進めるとともに、本町から全道のアイヌ文化をつなぐ情報の発信を行うほか、多機能型交流施設を整備します。
- (2) 町民がアイヌの人々や文化について理解を深めるため、学習機会の提供に努めるとともに、より多くの本町内外のアイヌの方々が誇りをもって生活し、アイヌ文化を保存・伝承するための活動を支援します。

第6節 健康づくりとスポーツ活動の振興

現状と課題

- 多くの人々が、心身ともに健康で活力ある生活を望んでおり、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっています。
- スポーツは、健康づくり、体力づくりに寄与するだけでなく、スポーツを通じて培われた仲間との連帯感や協調性は、より良い地域社会形成の基礎となるほか、青少年が思いやりの心やフェアプレーの精神を育む重要な役割も果たしています。
- 本町は、陸上競技場や野球場、スポーツセンターなどがあるほか、町発祥のコミュニティスポーツであるパークゴルフ場など町民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる環境が整備されています。
- オリンピック選手やプロスポーツ選手など本町出身の多くのアスリートがいろいろな分野で活躍しています。
- スポーツ・レクリエーション施設の有効利用を図るとともに、障がいを持つ方も含め子どもから高齢者までスポーツに取り組める環境の普及を進めることが必要です。
- パークゴルフは、コミュニティスポーツとして道内外はもとより海外にも普及していますが、日本パークゴルフ協会や様々な分野と連携しながら振興していくことが必要です。

後期見直し

- 多くの人々が、心身ともに健康で活力ある生活を望んでおり、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっています。
- スポーツは、健康づくり、体力づくりに寄与するだけでなく、スポーツを通じて培われた仲間との連帯感や協調性は、より良い地域社会形成の基礎となるほか、青少年が思いやりの心やフェアプレーの精神を育む重要な役割も果たしています。
- 本町は、陸上競技場や野球場、スポーツセンターなどがあるほか、町発祥のコミュニティスポーツであるパークゴルフ場など町民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる環境が整備されています。
- オリンピック選手やプロスポーツ選手など本町出身の多くのアスリートがいろいろな分野で活躍しています。
- スポーツ・レクリエーション施設の有効利用を図るとともに、障がいを持つ方も含め子どもから高齢者までスポーツに取り組める環境の普及を進めることが必要です。
- 「幕別町スポーツ推進計画」を策定し、町民一人ひとりがスポーツに関わることで、スポーツが地域に根ざした文化として醸成するとともに、スポーツ交流人口の拡大や経済の活性化につながるよう、スポーツ振興に取り組んでいます。
- パークゴルフは、コミュニティスポーツとして道内外はもとより海外にも普及していますが、日本パークゴルフ協会や様々な分野と連携しながら振興していくことが必要です。



基本方針

- ◆ 町民がいつでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めます。
- ◆ パークゴルフの振興とスポーツ・レクリエーションの指導者、団体の育成を図ります。
- ◆ 町出身のアスリートやスポーツ団体と連携し、次世代のアスリートの育成に努めます。

後期見直し

- ◆ 町民がいつでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めます。
- ◆ パークゴルフの振興とスポーツ・レクリエーションの指導者、団体の育成を図ります。
- ◆ 町出身のアスリートやスポーツ団体と連携し、次世代のアスリートの育成に努めます。
- ◆ 教育目標である「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」の育成を基本とし、ライフステージに応じたスポーツの推進・充実に努めます。

主要施策

- ◆ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ◆ 指導者・組織の育成と支援
- ◆ 社会体育施設の整備拡充と有効活用
- ◆ パークゴルフの振興

後期見直し

- ◆ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ◆ 指導者・組織の育成と支援
- ◆ 社会体育施設の整備拡充と有効活用
- ◆ 「見る」、「応援する」、「する」、「支える」
スポーツを楽しみ、親しめる環境づくり
- ◆ パークゴルフの振興

施策の方向性

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) 個々の運動能力に応じた体力づくり講座、各種講習会などの開催を通じて、あらゆる人がスポーツ・レクリエーションに親しめる機会の充実に努めます。
- (2) スポーツ教室や施設、大会案内など、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実に努めます。
- (3) 町出身のアスリートやスポーツ団体との連携により各種大会やイベント、合宿誘致などを通し、スポーツに対する意識を向上させるとともに、次世代のオリンピックアスリートの育成を進めます。

2 指導者・組織の育成と支援

- (1) 体育連盟やスポーツ少年団をはじめ、町民の自主的な運営による「総合型地域スポーツクラブ※⁸⁴」の支援を図ります。
- (2) スポーツ・レクリエーション指導者や団体に対して情報提供の充実に努め、指導者の養成を図ります。

3 社会体育施設の整備拡充と有効活用

- (1) 社会体育施設の計画的な環境整備を進めるとともに、効率的かつ効果的な管理運営と機能充実に推進します。
- (2) 学校体育施設の開放による有効活用を進めます。

後期見直し

4 「見る」、「応援する」、「する」、「支える」 スポーツを楽しみ、親しめる環境づくり

- (1) スポーツを「見る」・「応援する」雰囲気を醸成します。
- (2) スポーツを「する」きっかけや新たな広がりをつくります。
- (3) 社会全体でスポーツを「支える」基盤を整えます。
- (4) 子どもから高齢者までみんながスポーツをしやすい「環境」をつくります。
- (5) 「オリンピックの町・幕別町」を広げます。

5 パークゴルフの振興

- (1) パークゴルフの発祥の地として、国内外への情報発信に努めるとともに、日本パークゴルフ協会や様々な分野と連携しながら、一層の振興を図ります。

※ 84 子どもから高齢者まで、スポーツを愛好する人々が主体的に運営する総合的なスポーツクラブ

第2部 基本計画

第5章

自然との調和で快適な住まいる



-
- 第1節 美しい自然環境の保護と循環型社会の形成
 - 第2節 安全で機能的な道路と公共交通体系の整備
 - 第3節 地域に即した安心して生活できる住環境の整備
 - 第4節 町民とつくるみんなの公園と緑地の保全・整備
 - 第5節 安全安心な水道事業の運営
 - 第6節 下水道の計画的な推進と効率的な排水処理
 - 第7節 計画的な土地利用の推進
-

第1節 美しい自然環境の保護と循環型社会の形成

現状と課題

- 本町の美しい自然は、そこに住む町民共通の財産であり、ふるさとの愛着心を養うとともに、住んでみたくなる魅力を秘めています。
- 豊かな自然を次世代へ引き継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、環境の保全のみならず、社会経済システムの在り方や個々のライフスタイルを見直し、自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。
- 地球の温暖化などの環境問題は、都市化の進展や生活様式の変化などを背景とした町民の日常生活や事業活動全般に起因していると言われています。
- 資源の保護や環境の保全の観点に立ち、循環型社会にふさわしい3R^{※85}の推進により、環境負荷をできる限り低減することが求められています。
- 他市町村と共同運営により、帯広市と広尾町に設置している「ごみ処理施設」については、いずれも老朽化が進んでいます。

基本方針

- ◆ 貴重な動植物の保護と自然保護意識の啓発を図ります。
- ◆ 環境の保全を図るため、町民・事業者・行政が連携し、ごみの排出量の抑制を行うとともに、ごみの適正な処理と不法投棄のないまちづくりを推進します。
- ◆ 美しいまちづくりのための環境美化を促進するとともに、循環型社会の形成と資源の有効活用や省エネルギー・再生可能エネルギーの普及を推進します。

後期見直し

- ◆ 貴重な動植物の保護と自然保護意識の啓発を図ります。
- ◆ 環境の保全を図るため、町民・事業者・行政が連携し、ごみの排出量の抑制を行うとともに、ごみの適正な処理と不法投棄のないまちづくりを推進します。
- ◆ 地球温暖化対策を推進し、持続可能な町づくりを推進します。
- ◆ 美しいまちづくりのための環境美化を促進します。

※ 85 リデュース（廃棄物の抑制）、リユース（使用済みになっても廃棄しないで再利用すること）、リサイクル（再生資源として再利用すること）



主要施策

- ◆ 自然保護意識の啓発
- ◆ 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進
- ◆ ごみ処理の適正化による循環型社会の形成
- ◆ 環境美化の推進
- ◆ 不法投棄の防止
- ◆ 公害のないまちづくり

後期見直し

- ◆ 自然保護意識の啓発
- ◆ 地球温暖化対策をを図るための省エネルギー・再生可能エネルギーの導入推進
- ◆ ごみ処理の適正化による循環型社会の形成
- ◆ 環境美化の推進
- ◆ 不法投棄の防止
- ◆ 公害のないまちづくり

施策の方向性

1 自然保護意識の啓発

- (1) 国や道など関係機関と連携し、自然保護意識の啓発を図ります。

2 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

- (1) 環境負荷を軽減するため、省エネルギー化を一層推進します。
- (2) 太陽光発電の普及やエコカーなどの導入を促進するとともに、地産地消を目指した再生可能エネルギーの普及を促進します。

後期見直し

2 地球温暖化対策をを図るための省エネルギー・再生可能エネルギーの導入推進

- (1) 環境負荷を軽減するため、省エネルギー化を一層推進します。
- (2) 太陽光発電、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消を目指します。
- (3) 地球温暖化対策をを図るための地方公共団体実行計画（区域施策編）により定める温室効果ガス削減目標を達成できるように、施策の展開を図ります。

3 ごみ処理の適正化による循環型社会の形成

- (1) 町民、事業者、行政が一体となり、3Rによるごみの排出量の抑制と適正処理を推進し、環境に優しい循環型社会の形成を目指します。
- (2) 老朽化したごみ処理施設について、関係市町村との協議を図り、計画的に整備を進めます。

4 環境美化の推進

- (1) 道路や公園の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくり支援事業などを通じ、清潔な美しいまちづくりを進めます。
- (2) 個々の住宅環境において、適切な衛生管理が行き届くよう意識の啓発を図ります。
- (3) 自転車等放置禁止区域内に放置されている自転車等の撤去などを行い、周辺環境の適正な維持に努めます。

5 不法投棄の防止

- (1) 不法投棄防止に向けた意識啓発と、監視体制の強化を図ります。

6 公害のないまちづくり

- (1) 公害の未然防止や監視体制の強化を図り、総合的な公害防止対策の推進と環境の悪化防止に努めます。



第2節 安全で機能的な道路と公共交通体系の整備



現状と課題

- 安全で信頼性の高い道路網の確保は、日常生活や産業活動、観光面において重要な役割を果たしています。
- 町道の舗装率は平成29年4月現在、市街地で96.5%、郊外地で53.3%、全体で60.6%であり、交通需要や地域要望などを総合的に検討し、未舗装となっている町道の計画的な整備が必要となっており、整備済み路線においても、長寿命化を図るため、計画的な補修が必要となっています。
- 今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、定期的に橋梁点検を行い、適時修繕を行う予防保全型のメンテナンスが必要となっています。
- 道路は、歩行者にとっても安全で快適な空間であり、誰にでも優しく親しみがわく道づくりが求められています。
- 冬期における道路は、安全で安心して通行できるよう、迅速できめ細やかな除排雪が求められています。
- JRや地方バス路線をはじめ、コミュニティバス、予約型乗合タクシーなどの公共交通機関は、通勤や通学、通院や買い物など、生活交通手段として大きな役割を担っており、その維持や利便性の向上が求められています。

後期見直し

- 安全で信頼性の高い道路網の確保は、日常生活や産業活動、観光面において重要な役割を果たしています。
- 町道の舗装率は令和4年4月現在、市街地で97.0%、郊外地で54.1%、全体で61.3%であり、交通需要や地域要望などを総合的に検討し、未舗装となっている町道の計画的な整備が必要となっており、整備済み路線においても、長寿命化を図るため、計画的な補修が必要となっています。
- 今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、定期的に橋梁点検を行い、適時修繕を行う予防保全型のメンテナンスが必要となっています。
- 道路は、歩行者にとっても安全で快適な空間であり、誰にでも優しく親しみがわく道づくりが求められています。
- 冬期における道路は、安全で安心して通行できるよう、迅速できめ細やかな除排雪が求められていますが、一方で、除排雪機械の老朽化、オペレーターの高齢化や担い手不足などから、現状の除排雪体制の維持が懸念される状況にあります。
- JRや地方バス路線をはじめ、コミュニティバス、予約型乗合タクシーなどの公共交通機関は、通勤や通学、通院や買い物など、生活交通手段として大きな役割を担っており、その維持や利便性の向上が求められています。
- 令和3年5月に「トカプチ400」が、ナショナルサイクルルートに指定されたため、フォローアップ期間中の令和6年度までに町道の走行環境整備を行う必要があります。

基本方針

- ◆ 国道や道道の整備を引き続き関係機関に要請するとともに、町道の整備を進め、歩行者や交通量に配慮した安全で機能的な交通体系の確立と景観やユニバーサルデザインに配慮した良好な道路環境の整備を推進します。
- ◆ 地域住民の声を踏まえ、JRや地方バス路線の運行の維持とコミュニティバスや予約型乗合タクシーの利便性の向上を図ります。
- ◆ 冬期間の積雪時の道路交通においては、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確立を図ります。

主要施策

- ◆ 主要幹線道路の整備促進
- ◆ 町道の保全と整備
- ◆ 安全な道路環境の整備
- ◆ 公共交通機関の確保
- ◆ 除排雪体制の確立

施策の方向性

1 主要幹線道路の整備促進

- (1) 北海道横断自動車道と高規格幹線道路「帯広・広尾自動車道」の早期完成について、国などの関係機関に対して引き続き要望します。
- (2) 国道38号の拡幅、交差点改良、橋梁架換や国道236号の歩道設置について、国などの関係機関に対して引き続き要望します。
- (3) 帯広圏域環状線の早期建設、道道の拡幅事業などについて、北海道などの関係機関に対して引き続き要望します。

後期見直し

- (1) 北海道横断自動車道と高規格幹線道路「帯広・広尾自動車道」の早期完成について、国などの関係機関に対して引き続き要望します。
- (2) 国道38号の拡幅、交差点改良、橋梁架換や国道236号の歩道設置について、国などの関係機関に対して引き続き要望します。
- (3) 帯広圏域環状線の早期建設、交通量の増加に見合った環状線の一部の道道昇格及び道道の拡幅事業などについて、北海道などの関係機関に対して引き続き要望します。

2 町道の保全と整備

- (1) 国道・道道など、広域的な幹線道路網へのアクセスを考慮し、円滑な交通及び生活の利便性を重視した町道の整備を計画的に進めます。
- (2) 町道の改良・舗装率を高め緊急性、必要性、公益性を考慮した路線の整備と緊急輸送道路^{※86}の整備強化を行い、交通ネットワークの形成を図ります。
- (3) 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路橋の予防的な修繕や計画的な架替を行い、道路網の安全性・信頼性を確保します。

※ 86 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線



3 安全な道路環境の整備

- (1) 歩道の整備や段差の解消、交通安全施設や案内標識の充実など、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進するとともに、人に優しい道づくりを進めます。

後期見直し

- (1) 歩道の整備や段差の解消、交通安全施設や案内標識の充実など、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進するとともに、人に優しい道づくりを進めます。
- (2) 国道、道道の管理者や関係市町村と連携を図りながら、案内板の設置や路面標示などナショナルサイクルルートとして必要な走行環境の整備を推進します。

4 公共交通機関の確保

- (1) JR及び地方バス路線の維持や利用しやすいダイヤの改正などを関係機関に要望します。
- (2) コミュニティバスや予約型乗合タクシーにより、高齢者や障がい者などの交通弱者に対する必要な生活交通手段の確保を図ります。

後期見直し

- (1) JR及び地方バス路線とコミュニティバスの乗り継ぎがしやすくなるよう、ダイヤの調整や停留所の位置の見直しを図ります。
- (2) コミュニティバスや予約型乗合タクシーにより、高齢者や障がい者などの交通弱者に対する必要な生活交通手段の確保を図ります。

5 除排雪体制の確立

- (1) 安全な冬期道路交通網の確保に当たっては、民間事業者を活用するなど機動力のある除排雪体制を確立するとともに、町有除雪機械の計画的な整備充実を図ります。
- (2) 地域ごとの降雪状況の把握に努め、迅速かつきめ細かな除排雪を推進し、町民が安全で安心して利用できる道路交通の確保を図ります。
- (3) ボランティアを含め、地域住民の自発的な共助による除排雪活動の意識高揚を図ります。

後期見直し

- (1) 冬期間の安全な道路交通網を確保するため、民間事業者と連携を図りながらオペレーターの確保に努めるとともに、除排雪機械の計画的な更新と最新技術の導入により、機動力のある除排雪体制を確立します。
- (2) 地域ごとの降雪状況の把握に努め、迅速かつきめ細かな除排雪を推進し、町民が安全で安心して利用できる道路交通の確保を図ります。
- (3) ボランティアを含め、地域住民の自発的な共助による除排雪活動の意識高揚を図ります。

第3節 地域に即した安心して生活できる住環境の整備

現状と課題

- 住宅の質や機能、周辺環境に配慮したゆとりある快適な住環境へのニーズが高まっています。
- 持ち家率は、平成27年国勢調査で71.4%となっており、北海道平均の55.8%を大きく上回っており、民間賃貸住宅は、札内地区での供給は多いものの、幕別地区、忠類地区では少ない状況にあります。
- 町内の総世帯数の約9.9%を占める公営住宅は、老朽化の進んだ住宅が増加しているため、地域の特性を考慮しながら建て替えや改善を進める必要があります。
- 住宅環境の整備は、子育て世代にも配慮し、若者の定住や団塊世代、U I Jターン^{※87}を対象とした移住・定住促進、市街地未利用地の活用など、地域の課題に対応した多様な住宅施策が必要となっています。
- 地震災害などに強い住宅整備の促進や街並み景観の向上、高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化など、快適に暮らすことのできる住宅環境の質の向上が求められています。

後期見直し

- 住宅の質や機能、周辺環境に配慮したゆとりある快適な住環境へのニーズが高まっています。
- 持ち家率は、令和2年国勢調査で72.3%となっており、北海道平均の55.7%を大きく上回っており、民間賃貸住宅は、札内地区での供給は多いものの、幕別地区、忠類地区では少ない状況にあります。
- 町内の総世帯数の約9.2% (1,169戸/12,592世帯) を占める公営住宅等は、老朽化の進んだ住宅が増加しているため、地域の特性を考慮しながら建て替えや改善を進める必要があります。
- 住宅環境の整備は、子育て世代にも配慮し、若者の定住や団塊世代、U I Jターン^{※87}を対象とした移住・定住促進、市街地未利用地の活用など、地域の課題に対応した多様な住宅施策が必要となっています。
- 地震災害などに強い住宅整備の促進や街並み景観の向上、環境負荷の低減、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備など、快適に暮らすことのできる住宅環境の質の向上が求められています。

※87 Uターン（地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること）、Iターン（地方から都市へ、また都市から地方へ移住すること）、Jターン（地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること）



基本方針

- ◆ 民間賃貸住宅の建設促進などによる安定的な住宅環境の整備を誘導するとともに、少子高齢化、地震災害の低減などに対応した住宅の整備や良質な居住環境の形成を図ります。
- ◆ 公営住宅は、地域の特性を踏まえた住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや改善を行います。

後期見直し

- ◆ 民間賃貸住宅の建設促進などによる安定的な住宅環境の整備を誘導するとともに、少子高齢化、地震災害、環境負荷の低減などに対応した住宅の整備や良質な居住環境の形成を図ります。
- ◆ 公営住宅等は、地域の特性を踏まえた住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや改善を行います。

主要施策

- ◆ 良好な居住環境の確保
- ◆ 土地開発指導の適正な運用
- ◆ 計画的な公営住宅の再生

施策の方向性

1 良好な居住環境の確保

- (1) 土地利用計画に基づき、道路、公園・緑地、下水道など都市基盤の整備を計画的に進めます。
- (2) 良好な住環境の創出のため、緑豊かな住宅地の形成に努めます。
- (3) 高齢者や障がい者に配慮し、地震災害などに強い住宅の建設・改修の情報提供や支援を行い、良好な住まいづくりを推進します。
- (4) 子育て世代や高齢者などの多様な住民ニーズに対応した住宅の確保について、官民連携により推進します。

後期見直し

- (1) 土地利用計画に基づき、道路、公園・緑地、下水道など都市基盤の整備を計画的に進めます。
- (2) 良好な住環境の創出のため、緑豊かな住宅地の維持に努めます。
- (3) 高齢者や障がい者に配慮し、地震災害などに強い住宅の建設・改修の情報提供や支援を行い、良好な住まいづくりを推進します。
- (4) 子育て世代や高齢者などの多様な住民ニーズに対応した住宅の確保について、官民連携により推進します。

2 土地開発指導の適正な運用

- (1) 社会情勢の変化に対応した土地開発指導により、住宅地の適正な配置と安定的な供給の誘導を図ります。

3 計画的な公営住宅の再生

- (1) 住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画による建て替えや、住宅の改善などを進めます。
- (2) 少子高齢化社会に対応した、人と環境に優しい質の高い住環境づくりを推進します。



第4節 町民とつくるみんなの公園と 緑地の保全・整備



現状と課題

- 公園や緑地は、町民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、二酸化炭素の削減による温暖化防止や緑を活用した景観形成、コミュニティ活動の拠点としても重要な役割を果たしています。
- 平成29年4月現在、98か所、総面積 242.06ha の公園・緑地を有し、町が推進している協働のまちづくり事業などにより、町民が自主的に公園を管理する活動が活発になってきています。
- 幅広い世代の利用を図り、親しみが持てる公園とするため、公園のプランづくりや遊具等の更新・整備には、町民参加の仕組みづくりが求められています。
- 憩いの場となる快適な公園を維持するためには、町民と協働による適切な維持管理が重要となります。

後期見直し

- 公園や緑地は、町民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、二酸化炭素の削減による温暖化防止や緑を活用した景観形成、コミュニティ活動の拠点としても重要な役割を果たしています。
- 令和4年4月現在、98か所、総面積 242.07ha の公園・緑地を有し、町が推進している協働のまちづくり事業などにより、町民が自主的に公園を管理する活動が活発になってきています。
- 幅広い世代の利用を図り、親しみが持てる公園とするため、公園のプランづくりや遊具等の更新・整備には、町民参加の仕組みづくりが求められています。
- 憩いの場となる快適な公園を維持するためには、町民と協働による適切な維持管理が重要となります。

基本方針

- ◆ 町民参加を基本とし、地域の特色を生かした公園の整備充実を図ります。

主要施策

- ◆ うるおいのある公園の保全と整備
- ◆ 緑地の維持保全

施策の方向性

1 うるおいのある公園の保全と整備

- (1) 公園長寿命化計画に基づき、公園施設の予防的な修繕や計画的な再整備など、町民の身近な広場として、町民参加を基本に公園整備を計画的に進めます。
- (2) 子どもや高齢者など、誰もが安全で安心して楽しむことができ、コミュニケーションの場となる公園づくりを目指します。
- (3) 地域住民の主体的な花と緑の環境づくり活動を推進するとともに、自然や緑を充分に取り込み、豊かでうるおいのある公園づくりを進めます。

2 緑地の維持保全

- (1) 緑地の適正な保全を図るため、「緑の基本計画」に基づき長期的な緑地の維持保全に努めます。
- (2) 協働のまちづくり事業を通じ、町民の緑化意識の高揚を図ります。



第5節 安全安心な水道事業の運営



現状と課題

- 平成28年度の上水道事業は、給水世帯数 9,967世帯、年間給水量は約 249.4万^m₃、一日平均給水量は 6,834^m₃で、平成18年度に比べると、約3.2%増加しています。
- 簡易水道は、給水世帯数 1,092世帯、年間給水量は約 69.4万^m₃、一日平均給水量は 1,901^m₃で、平成18年度に比べると、横ばい状態で推移しています。
- 水道事業は、「水源・水質・水量」が適正な管理により維持されることが重要であり、施設の維持修繕や設備の更新、漏水対策など、水道施設全体の管理が適切に行われる必要があるほか、地震や水害などの各種災害や事故などを想定した危機管理体制を構築することが必要です。

後期見直し

- 令和3年度の上水道事業は、給水世帯数 11,154世帯、年間給水量は約 246.1万^m₃、一日平均給水量は 6,737^m₃で、平成28年度に比べると、横ばい状態で推移しています。
- 簡易水道は、給水世帯数 1,086世帯、年間給水量は約 77.9万^m₃、一日平均給水量は 2,129^m₃で、平成28年度に比べると 12.3%増加しています。
- 水道事業は、「水源・水質・水量」が適正な管理により維持されることが重要であり、施設の維持修繕や設備の更新、漏水対策など、水道施設全体の管理が適切に行われる必要があるほか、地震や水害などの各種災害や事故などを想定した危機管理体制を構築することが必要です。

基本方針

- ◆ 水道施設の適切な維持管理や災害に強い施設整備を推進し、災害時に的確な対処ができるような体制づくりに努めます。
- ◆ 水道水源の環境保全を図り、良質な水資源を確保し、健全で効率的な水道事業の運営に努めます。

主要施策

- ◆ 安全で安定した水資源の確保
- ◆ 水道事業の健全な運営

施策の方向性

1 安全で安定した水資源の確保

- (1) 水源地域の水質保全を図るとともに、水道施設の整備を計画的に進め、安全で良質な水道水の安定供給を図ります。
- (2) 十勝中部広域水道企業団と連携を図りながら、安定した給水を行います。
- (3) 未普及地区の解消に努め、水道普及率向上を図ります。
- (4) 地震等の災害時にも一定の給水を行えるような強い水道の構築に努めるとともに、町民の節水意識の高揚を図ります。

2 水道事業の健全な運営

- (1) 効率的な施設整備と適正な管理や水道料金の適正化に努め、経常収支の均衡を考慮した健全な事業経営を維持します。
- (2) 町民の理解と協力が得られるよう、わかりやすい水道経営の情報提供に努めます。



第6節 下水道の計画的な推進と効率的な排水処理



現状と課題

- 下水道は、生活排水処理（汚水処理）、公共用水域の水質保全、雨水排水の速やかな排除などを目的として、幕別及び札幌市街では公共下水道、忠類市街では農業集落排水により事業を実施しています。
- 平成28年度末の水洗化普及率は、98.0%と下水道による水洗化は普及している状況にありますが、下水道施設は供用開始から20年以上が経過し、機械・電気設備や管渠を含めた施設全体の維持管理や改築の在り方の検討が求められています。
- 市街地以外の郊外地は、生活環境と水質保全を目的に、し尿や生活雑排水の処理を個別排水処理施設整備事業において合併浄化槽の整備を進めており、水洗化普及率は66.6%となっています。
- 幕別市街の下水道は、単独公共下水道として下水処理場を管理しており、流域関連公共下水道である札幌市街と比較して維持管理費が高額であり、効率的な下水処理の在り方について検討が必要となっています。
- 雨水排水対策については、近年発生している集中豪雨（ゲリラ豪雨）への確実な対応が求められることから、適切な整備と維持管理に努めていく必要があります。

後期見直し

- 下水道は、生活排水処理（汚水処理）、公共用水域の水質保全、雨水排水の速やかな排除などを目的として、幕別及び札幌市街では公共下水道、忠類市街では農業集落排水により事業を実施しています。
- 令和3年度末の水洗化普及率は、99.0%と下水道による水洗化は普及している状況にありますが、下水道施設は供用開始から30年以上が経過し、機械・電気設備や管渠を含めた施設全体の維持管理や改築のあり方の検討が求められています。
- 市街地以外の郊外地は、生活環境と水質保全を目的に、し尿や生活雑排水の処理を個別排水処理施設整備事業において合併浄化槽の整備を進めており、水洗化普及率は64.0%となっています。
- 幕別市街の下水道は、単独公共下水道として下水処理場を管理しており、流域関連公共下水道である札幌市街と比較して維持管理費が高額であることから、効率的な下水処理を行うため、幕別、札幌両地区を十勝川流域下水道で一括して処理する処理区の統合事業を進めています。
- 雨水排水対策については、近年発生している集中豪雨（ゲリラ豪雨）への確実な対応が求められることから、適切な整備と維持管理に努めていく必要があります。

基本方針

- ◆ 雨水排水施設を含めた下水道施設全体の適切な維持管理を図り、計画的な改築・更新を進めます。
- ◆ 効率的な下水処理の在り方についての検討や事業を推進します。
- ◆ 公共下水道、農業集落排水、個別排水処理施設など、各事業の経常収支の均衡を考慮し、健全な事業経営に努めます。

後期見直し

- ◆ 雨水排水施設を含めた下水道施設全体の適切な維持管理を図り、計画的な改築・更新を進めます。
- ◆ 効率的な下水処理事業を推進します。
- ◆ 公共下水道、農業集落排水、個別排水処理施設など、各事業の経常収支の均衡を考慮し、健全な事業経営に努めます。

主要施策

- ◆ 計画的な下水道事業の推進
- ◆ 効率的な下水処理の推進
- ◆ 財政収支の適正化
- ◆ 雨水排水対策の推進



施策の方向性

1 計画的な下水道事業の推進

- (1) 公共下水道や農業集落排水の処理区域内における下水道接続の普及と郊外地の合併浄化槽の整備・普及を推進します。
- (2) 下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画^{※88}を策定し、施設全体の持続的な機能確保やライフサイクルコスト^{※89}の低減を図ります。

2 効率的な下水処理の推進

- (1) 幕別市街と札幌市街の処理区の統合など、効率的な下水処理の検討や事業を推進し、維持管理費の低減を図ります。

後期見直し

- (1) 幕別市街と札幌市街の処理区の統合など、効率的な下水処理事業を推進し、維持管理費の低減を図ります。

3 財政収支の適正化

- (1) 各種事業の使用料適正化を図り、健全な事業経営に努めます。
- (2) 町民の理解が得られるよう、公営企業としての経営状況に関する幅広い情報の提供に努めます。

4 雨水排水対策の推進

- (1) 市街地における雨水対策上必要とされる施設整備と、適切な維持管理に努めます。

※ 88 個々の設備等に発生する事故について「被害規模×発生確率＝リスク評価」として優先順位を付け維持補修・改築を実施し、施設全体の持続的な機能を確保しながらライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする計画

※ 89 施設等の当初整備に係る計画・設計・施工に要する経費、使用期間中に必要な維持管理・改修費用、使用後における解体・廃棄に要する費用など、これら全体に要する費用の総額

第7節 計画的な土地利用の推進

現状と課題

- 本町は、十勝圏域の中核都市である帯広市に隣接し、ベッドタウンとしてこれまで市街地を形成してきた札内地区と、古くから行政の中心として機能してきた幕別地区、酪農や観光が盛んな忠類地区など多面的な特色を持っています。
- 産業及び人口動向、社会構造の変化に対応した効率的市街地の形成や、秩序ある土地利用を図るため、社会情勢に対応した中長期的土地利用計画を策定する必要があります。
- 豊かな自然環境に配慮しながら、農林業をはじめとする各種産業との調和と快適な住環境づくりを土地利用の基本とし、産業系用地は企業ニーズ、立地動向を考慮し、交通アクセス環境などに配慮した新たな都市基盤づくりが必要です。
- 今後の土地需要に対しては、既成市街地の低・未利用地や人口減少地区の空閑地を利活用するなど、効率的な市街地の形成が必要となります。
- 開発計画への対応に当たっては、土地利用計画と整合性を図られるよう誘導するなど、秩序ある土地利用を図る必要があります。
- 多様な道路交通網の整備に伴い発生する、主要幹線沿いの新たなニーズに対しては、周辺環境に配慮しつつ、地域の特色に応じた土地利用を進めることが重要と考えられます。

基本方針

- ◆ 各種計画に基づいた計画的で個性を生かした土地利用を図り、産業の立地動向と交通アクセス環境を考慮した利便性ある土地利用を推進します。
- ◆ 安全でゆとりある生活環境や良好な生産環境を創出し、豊かな自然環境の保全に配慮した土地利用を推進します。

主要施策

- ◆ 計画に沿った土地利用





施策の方向性

1 計画に沿った土地利用

- (1) 多面的な地区の特色に応じた市街地の形成や長期的な視点に立った適正な土地利用を進めます。
- (2) 主要幹線道路沿線は、地域資源を活用した工業系業務施設の立地動向や必要性に鑑み、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図ります。
- (3) 新たな時代・環境に対応した秩序ある土地利用を図るため、都市計画マスタープランや緑の基本計画に基づいた土地利用を推進します。
- (4) 今後の土地需要に対しては、民間活力も活用しつつ、民間事業者や町民等の意見を踏まえて、既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図り、活気ある市街地の形成に努めます。
- (5) 地籍調査事業を計画的に取り組み、土地情報の管理と提供を図ります。

SDGsの推進

		SDGsの17のゴール																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
施策名	第1章	地域コミュニティ活性化の推進		3								11					17	
	町民参加のまちづくりの推進				5			8		10	11						16	17
	国内交流や国際交流の推進				4													17
	町民との情報共有とわかりやすい行政の推進										10	11					16	
	効率的で健全な行財政の運営											11						
	広域行政の推進											11	12					17
	移住・定住施策の推進											11						
	ICT活用の推進									9		11						
	第2章	時代に即した農業振興		2		4			7	8	9			12				
	森林の多面的機能の保全と木材の利用促進				4											15		17
	地域特性を生かした商工業の振興									9		11						17
	雇用環境の充実			3						8	9							
	地域性あふれる観光の発信									9								17



SDGsの推進

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な169のターゲットがあります。

全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むもの。





基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
施策名	第3章																	
	安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進	1		3	4				8								16	17
	明るい長寿社会の実現			3					8									
	障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現			3	4				8		10							
	地域における福祉活動の推進	1		3														17
	持続可能な社会保障制度の確立			3									11					
	町民一人ひとりの健康づくり			3														
	迅速かつ確かな消防・救急体制の確立										10	11		13				17
	町民の安全・安心を守る災害対応の充実						6			9		11		13				17
	交通安全と防犯体制の充実											11					16	17
	消費者の権利尊重と自立支援											11					16	
	墓地環境と火葬場の整備											11						
	第4章																	
	豊かな人生を育む生涯学習の推進				4													
	「生きる力」を育む学校教育の推進	1			4				8								16	17
	青少年の健全育成の推進				4													17
	芸術・文化活動の振興				4													
	歴史的文化の保存・伝承				4													
	健康づくりとスポーツ活動の振興			3	4													17
	第5章																	
美しい自然環境の保護と循環型社会の形成							7				11	12	13		15			
安全で機能的な道路と公共交通体系の整備			3						9		11		13					
地域に即した安心して生活できる住環境の整備	1					6	7		9		11	12						
町民とつくるみんなの公園と緑地の保全・整備			3								11				15			
安全安心な水道事業の運営						6					11			14				
下水道の計画的な推進と効率的な排水処理						6					11			14				
計画的な土地利用の推進											11				15		17	

資料編

第6期幕別町総合計画後期見直しの経過

幕別町議会議員全員協議会の審議経過

年月日	会議	内容
令和4年9月21日	幕別町議会議員 全員協議会	第6期幕別町総合計画後期見直しの進め方について
令和4年12月16日	幕別町議会議員 全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第6期幕別町総合計画の進捗状況について 第6期幕別町総合計画後期見直し（素案）について
令和5年3月17日	幕別町議会議員 全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施結果について 第6期幕別町総合計画後期見直し（最終案）について

パブリックコメントの実施経過

年月日	会議	内容
令和5年1月4日 ～2月2日	パブリックコメント の実施	第6期幕別町総合計画後期見直し（素案）をホームページに掲載し、公共施設4か所に素案を配置

後期見直しに係る作業及び庁内会議開催の経過

年月日	会議	内容
令和4年8月29日 ～9月30日	まちづくり分野別 シートの作成	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり分野別シートを作成 後期見直しにおける修正の要否を検討
令和4年10月3日 ～10月21日	第6期幕別町総合計画 後期見直し（素案）の 作成	第6期幕別町総合計画後期見直し（素案）を作成
令和4年10月24日	第6期総合計画 見直し検討委員会 （第1回）	<ul style="list-style-type: none"> 第6期幕別町総合計画の進捗状況について 第6期幕別町総合計画後期見直し（素案）について
令和4年11月17日	第6期総合計画 見直し検討委員会 （第2回）	<ul style="list-style-type: none"> 第6期幕別町総合計画の進捗状況について 第6期幕別町総合計画後期見直し（素案）について
令和5年2月3日 ～2月16日	第6期幕別町総合計画 後期見直し（最終案） の作成	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントへの回答及び後期見直し（素案）における修正の要否を検討 第6期幕別町総合計画後期見直し（最終案）を作成
令和5年2月17日	第6期総合計画 見直し検討委員会 （第3回）	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施結果について 第6期幕別町総合計画後期見直し（最終案）について
令和5年3月2日	第6期総合計画 見直し検討委員会 （第4回）	第6期幕別町総合計画後期見直し（最終案）について

幕別町歌

作詩 小倉和子

作曲 万城目正

1 風かおり 稲穂がゆれる

朝日をあびて 豊かに稔れよ

今日の幸せ 天に祈ろう

あ、希望の鐘が

幕別のおかに 今日もこだまする

2 空青く 雲が流れる

希望新たに とどろき進めよ

今日の生命を 星に祈ろう

あ、平和の鐘が

幕別の畑に 今日鳴りひびく



町の花
「しばざくら」



町の木
「かしわ」



町の鳥
「おおはくちょう」

第6期幕別町総合計画後期見直し

■発行日 令和5年3月

■発行 幕別町

■編集 幕別町企画総務部政策推進課

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地1

T E L 0155-54-6610

F A X 0155-54-3727

E-mail seisakuishinka@town.makubetsu.lg.jp

U R L <http://www.town.makubetsu.lg.jp>